

県有財産の一般競争入札公告兼入札説明書

(令和8年9月18日付け公告分)

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

- 入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。(受付期間：令和8年9月18日(金)から同年12月11日(金)まで(必着))
- 入札に関する用紙は必ず9ページから13ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、総務局総務室まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

総務局総務室

総務局財産経営部財産経営課

目次

ページ

1	入札物件	1
2	入札に参加することができない者	2
3	契約を締結することができない者	2
4	入札参加申請	2
5	現地見学会	2
6	入札保証金	3
7	入札期限及び提出書類	3
8	入札書の注意事項	4
9	開札	4
10	入札の無効	5
11	落札者の決定	5
12	再度の入札	6
13	契約の締結及び契約保証金	6
14	売買代金の支払方法	6
15	所有権の移転及び費用負担	6
16	その他の注意事項	6
17	問合せ先等	7
	様式集	8
	封筒の記載例	14
	県有財産売買契約書（案）	17
	くじ引きの方法について（例）	21
	物件調書	22

1 入札物件

物件 番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積(実測) 建物：延床 (㎡)	予定価格 (千円)	用途地域等
1	元鶴見川サイクリングコース休憩所 横浜市青葉区鉄町 35 番	田 (注 3)	257.85	1,000	市街化調整区域
2	元浦賀警察署幹部公舎 横須賀市浦賀丘一丁目 39 番 76	宅地 建物	336.14 103.14	19,200	第 1 種低層住居専 用地域
3	元田浦警察署幹部公舎 横須賀市長浦町二丁目 90 番 8	宅地 建物	216.70 102.10	16,800	第 1 種住居地域
4	元平塚警察署須賀交番 平塚市札幌町 17 番 19	宅地 建物	49.97 41.04	9,500	近隣商業地域
5	県土整備事業用代替地 小田原市城山四丁目 250 番 13	宅地	202.41	22,100	第 1 種低層住居専 用地域
6	元秦野警察署入船町公舎 秦野市入船町 2051 番 1 外 12 筆	宅地 建物	2,368.11 1,641.74	55,500	準工業地域
7	元秦野警察署南矢名交番 秦野市南矢名 947 番 3	宅地 建物	166.77 55.48	12,200	第 1 種住居地域
8	元葉山警察署幹部公舎 三浦郡葉山町堀内 2100 番 8	宅地 建物	267.62 100.68	56,500	第 1 種低層住居専 用地域
9	元茅ヶ崎警察署岡田交番 高座郡寒川町岡田五丁目 490 番 3	宅地 建物	132.27 40.84	18,800	第 1 種住居地域
10	元相模原青陵高等学校 相模原市南区新磯野 468 番 1 外 26 筆	学校用地 建物	31,160.74 15,182.89	100	市街化調整区域

注 1 物件の詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

注 2 本件に係る売買契約は非課税取引です。

注 3 物件番号 1 については農地であるため、入札参加申請時に買受適格証明書の提出が必要です。
詳細については横浜市中央農業委員会事務局（045-948-2475）にお問い合わせください。

注 4 物件番号 1、6、10 については土地の実測面積と公簿面積、物件番号 6 については建物の建築確認申請台帳記載面積等と公簿面積が異なります。将来的に更正登記を行う場合、県は一切の費用を負担しませんのでご了承ください。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。

- (1) 提出期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から同年 12 月 11 日（金）まで **（必着）**

※ 書留又は簡易書留にて郵送してください。

- (2) 提出書類（提出部数 1 部）

ア 県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の 9 ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

イ 買受適格証明書（原本） ※物件番号 1 のみ

農業委員会の申請受付締切日や審議の日程によっては、提出期間に間に合わないこともありますので、早めに横浜市中央農業委員会事務局（045-948-2475）にお問い合わせください。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「17 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

- (4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループから、次の書類を送付しますので、令和 8 年 12 月 22 日（火）までに書類が届かない場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループ（045-210-3032）までご連絡ください。

ア 入札参加申請書（受付印を押印したもの）

イ 入札保証金に係る歳計外現金納付書・領収書

- (5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

5 現地見学会

物件の現地見学会は、次のとおり行います。現地見学会は敷地内及び建物内部を見学できます。

見学会の参加を希望される場合は、令和 8 年 10 月 16 日（金）16 時までに総務局財産経営部財産経

営課調整グループ（045-210-2506）に電話でお申し込みください。

物件番号 2	元浦賀警察署幹部公舎	令和 8 年 10 月 22 日（木）	11 時 00 分から 11 時 30 分まで
物件番号 3	元田浦警察署幹部公舎	令和 8 年 10 月 22 日（木）	14 時 00 分から 14 時 30 分まで
物件番号 4	元平塚警察署須賀交番	令和 8 年 10 月 23 日（金）	11 時 00 分から 11 時 30 分まで
物件番号 6	元秦野警察署入船町公舎	令和 8 年 10 月 26 日（月）	11 時 00 分から 11 時 30 分まで
物件番号 7	元秦野警察署南矢名交番	令和 8 年 10 月 26 日（月）	14 時 00 分から 14 時 30 分まで
物件番号 8	元葉山警察署幹部公舎	令和 8 年 10 月 29 日（木）	14 時 00 分から 14 時 30 分まで
物件番号 9	元茅ヶ崎警察署岡田交番	令和 8 年 10 月 23 日（金）	14 時 00 分から 14 時 30 分まで
物件番号 10	元相模原青陵高等学校	令和 8 年 10 月 30 日（金）	14 時 00 分から 15 時 30 分まで

注 1 参加希望が無い場合、現地見学会は行いません。また、悪天候の場合は中止する場合があります。

注 2 物件番号 1 及び 5 は建物がないため、現地見学会を行いません。

6 入札保証金

入札保証金は予定価格（「1 入札物件」参照）の 100 分の 5 です。入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりです。

- (1) 総務局総務室経理・債権管理適正化グループから送付する「歳計外現金納付書・領収書」（「入札参加申請(4)」参照）で、入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までにご郵送ください。

その他の方法については神奈川県財務規則によります。

- (2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。（用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。）

※ 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。（「13 契約の締結及び契約保証金」参照）

※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます（開札日から 6 週間程度の日数を要します。）。

7 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「17 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に以下の書類を書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和 9 年 1 月 6 日（水） **（必着）**

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。提出の際は、 <u>中封筒に封入して郵送してください。</u>
入札保証金納付書の領収書 （「歳計外現金納付書・領収書」）の写し	別途送付する歳計外現金納付書・領収書により納付した後、領収書の <u>写しを郵送してください。</u> <u>原本は郵送しないでください。</u>
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。

※「入札参加申請書の写し（県が受付印を押印したもの）」については、県で写しを取るため提出不要としています。

8 入札書の注意事項

- (1) 入札書（用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）のうえ、必ず中封筒に封入してご郵送ください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- (3) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- (4) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

9 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までにご郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立ち会いは想定しておりません（入札者名、入札額等の読み上げは行いません）。

開札日時 令和 9 年 1 月 8 日（金）

物件番号 1 : 10時00分

物件番号 2 : 10時10分

物件番号 3 : 10時20分

物件番号 4 : 10時30分

物件番号 5 : 10時40分

物件番号 6 : 10時50分

物件番号 7 : 11時00分

物件番号 8 : 11時10分

物件番号 9 : 11時20分

物件番号10 : 11時30分

※開札時間は目安です。物件番号 1 から順に開札しますが、入札書の提出状況により開札時間が前後する可能性があります。

開札場所 神奈川県庁本庁舎 5 階 517 会議室（住所 神奈川県横浜市中区日本大通 1）

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 中封筒に封入されていない入札書を提出した入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないもの、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上（複数者による共同所有を希望する場合を除く。）の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、本説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。
ただし、最高額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
くじ引きの方法については、本説明書 21 ページをご確認ください。
※ 落札候補者等は落札決定まで公表いたしませんので、ご承知おきください。
落札候補者には、落札候補者の決定を令和9年1月8日（金）16時まで連絡します。
- (2) 落札候補者は、次のものを令和9年1月15日（金）までに、「17 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」にご郵送ください。
ア 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書
イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文））又は住民票（個人の場合）
※ 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の 12 ページをコピーして使用してください。
※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。
※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。
- (3) 県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対して、落札決定通知を令和9年2月1日（月）までに発送します。
なお、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。
- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。
- (5) (3)落札決定通知後、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承ください。ようお願いします。
なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額及び入札者数を公開します。

12 再度の入札

再度の入札は行いません。

13 契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の県有財産売買契約書（案）（17～20ページ）により契約を締結しなければなりません。

なお、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

14 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

(1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して30日以内に、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買代金の完納を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続きを行います。

(2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行います。（手続きには1週間程度の日数を要します。）手続きの完了をもって、売買代金の完納となります。

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

15 所有権の移転及び費用負担

(1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。なお、物件番号1については、所有権移転登記にあたり農地法第3条の許可書の提出が必要となりますので、落札者は速やかに横浜市農業委員会事務局にご相談ください。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16 その他の注意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）

(2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。

(3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を

ご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (7) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物並びに現地見学会時に確認した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀・立木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱附属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県はこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていない。
- (14) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後に個人情報等を黒塗りした写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

17 問合せ先等

- (1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所
総務局総務室経理・債権管理適正化グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎4階）
電話：045-210-3032（直通）
- (2) 入札物件に関する問合せ先
総務局財産経営部財産経営課調整グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎5階）
電話：045-210-2506（直通）

様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住 所	
	法人名	
	代表者の役職 及び氏名 (個人の場合は個人名)	

入札参加物件	物件番号 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
--------	---------------------------

(該当する物件番号に○を記入)

担当者氏名		連絡先	
責任者氏名		連絡先	

※ 法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。
(同じ場合は「同上」と記載)

県有財産の一般競争入札（令和8年9月18日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

- 1 複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、1件ごとに申請してください。
- 2 連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

住 所

法人名

代表者の役職及び氏名

(個人の場合は個人名)

※法人で押印を省略する場合

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

入札参加物件	物件番号 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
--------	---------------------------

(該当する物件番号に○を記入)

金 円

県有財産の一般競争入札（令和8年9月18日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 支店						
預金種別	普通	当座	その他（ ）				
口座番号 (右詰め)							
(フリガナ)							
口座名義人							

(注)

- 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。
- 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

住 所

法人名

代表者の役職及び氏名

(個人の場合は個人名)

※法人で押印を省略する場合

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

物 件 番 号	金 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
1・2・3・4・5・6・7・8・9・10											

(該当する物件番号に○を記入)

くじ引き指定本数 本

県有財産の一般競争入札説明書（令和8年9月18日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額（税込み）を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに使用してください。
- 4 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 5 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 6 最高入札額が同額の場合に使用する、くじ引き指定本数に1～9までの記入をしてください。記載がない場合は、1とみなします。くじ引きの方法については、21ページ記載のとおりです。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の県有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

物件番号 _____

2 申請者

住 所

法人名

代表者の役職及び氏名

（個人の場合は個人名）

※法人で押印を省略する場合

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

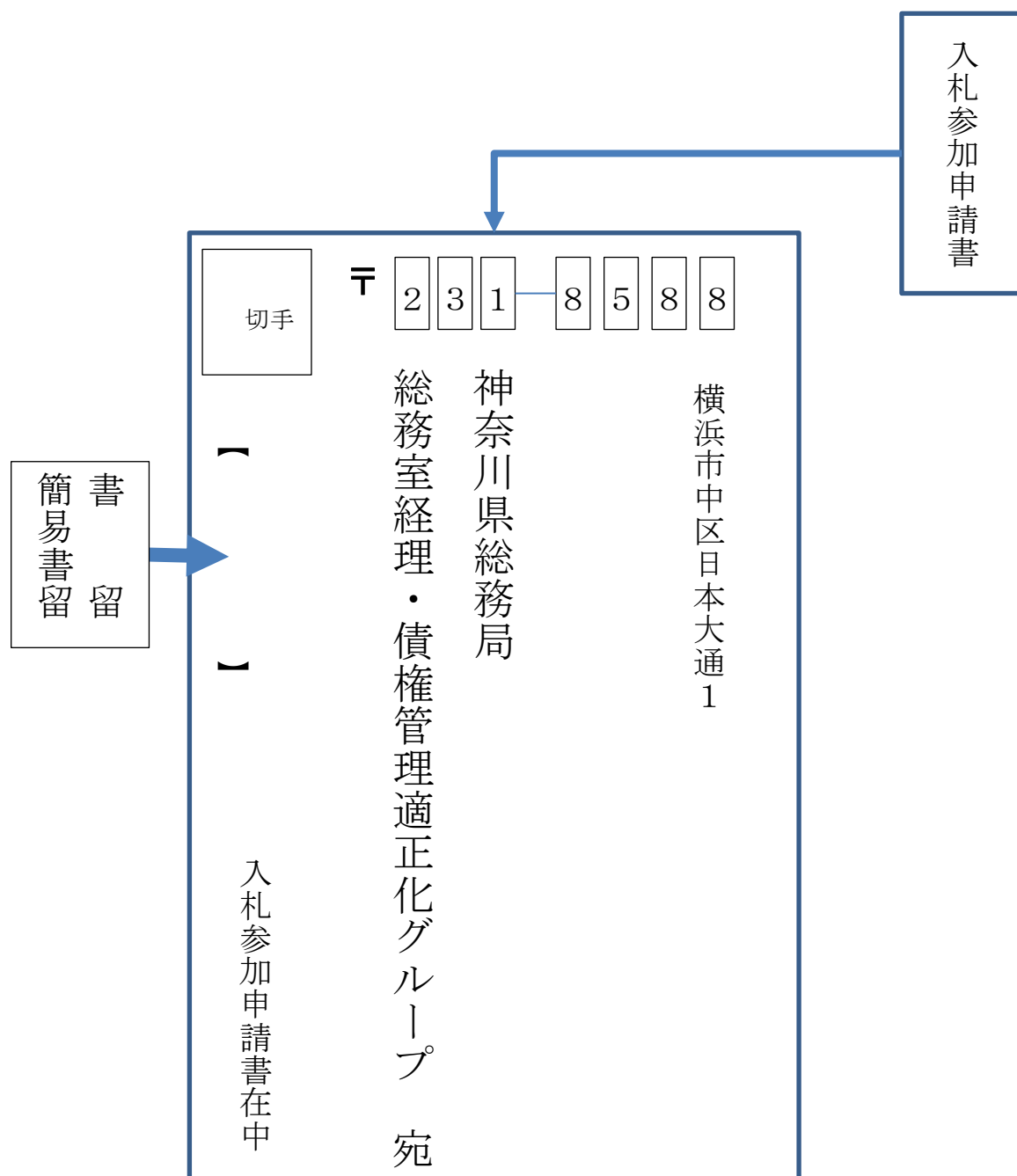
(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治M, 大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所

3 法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

[illegible]

封筒の記載例

封筒の宛名記載例 (表面) 入札参加申請

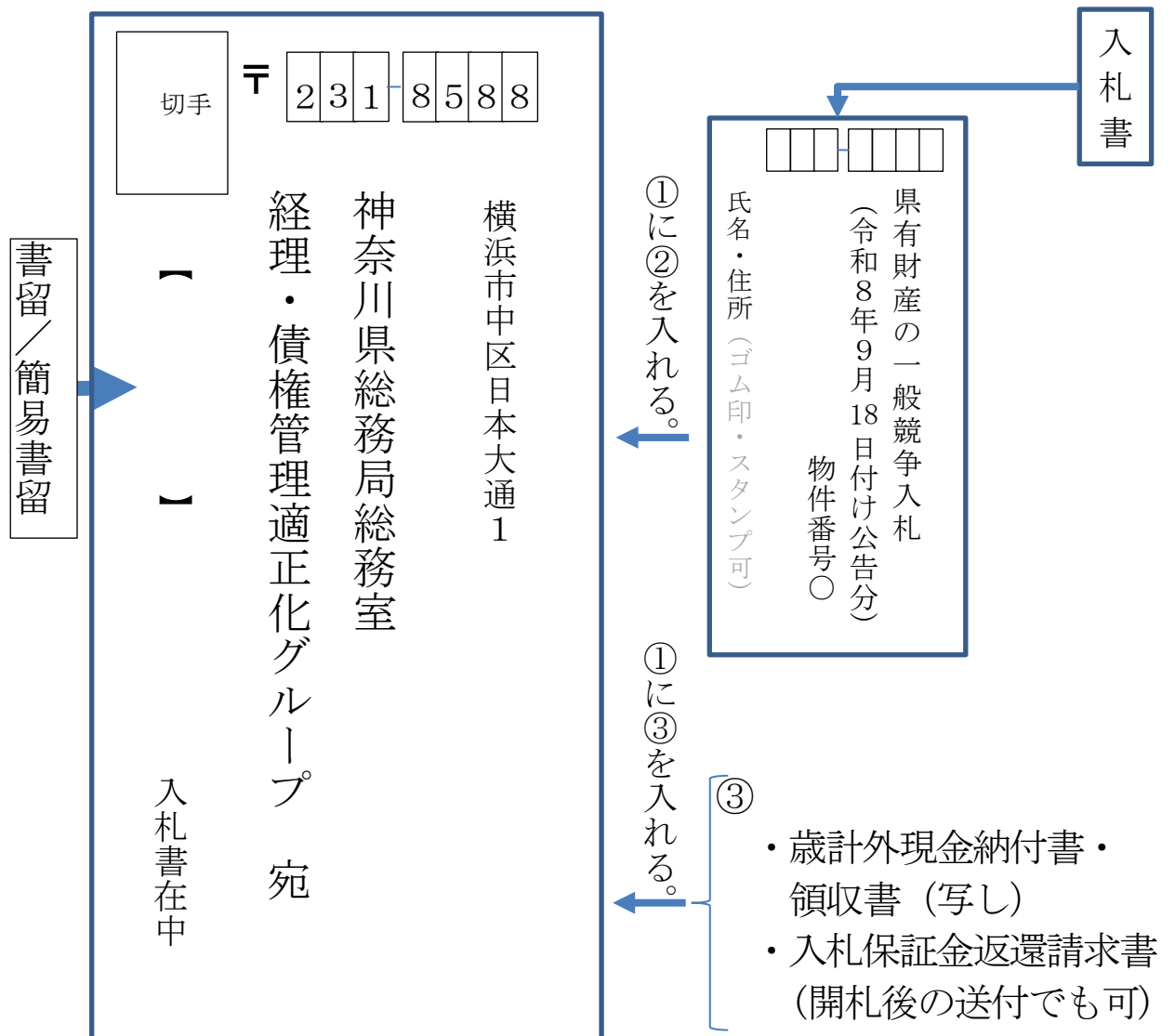


※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③歳計外現金納付書・領収書のコピー、入札保証金返還請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

県有財産売買契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別紙物件目録記載の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。ただし、土地に付随する建物、工作物及び立木等の価格は0円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

3 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から30日以内に神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、第3条第1項の契約保証金を第2条の売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項に定める率で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の違約金の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

（所有権移転時期）

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第4条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することがで

きない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号（以下「暴力団等」という。）までに該当すること及び条例第 23 条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第 12 条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から 10 年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(調査等)

第 13 条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び調査等の違反に対する措置)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第 12 条の規定に違反したとき。

(3) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 17 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 18 条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。
ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第 20 条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 21 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 22 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 住所
氏名

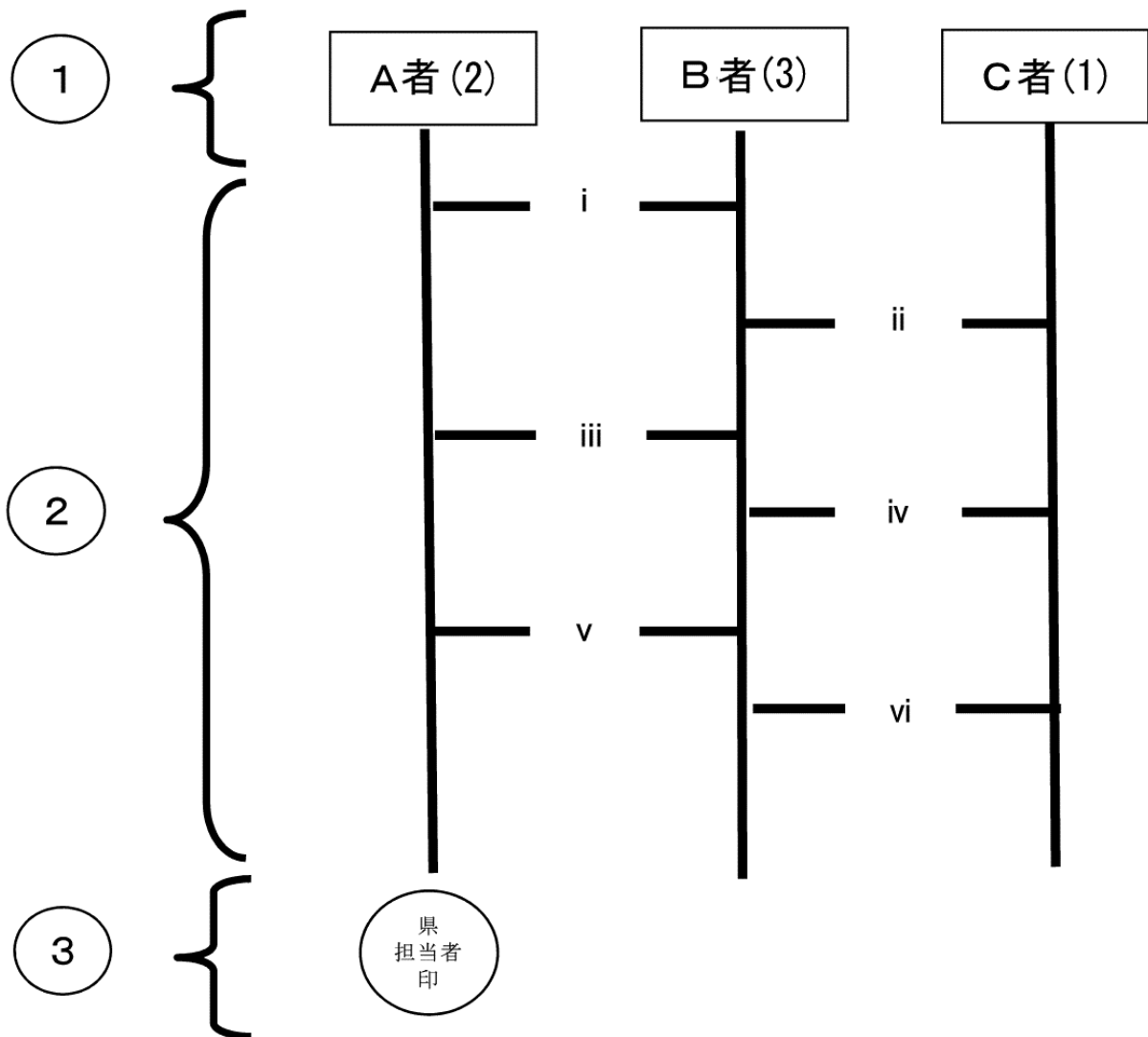
別紙

物 件 目 録

所在地	地目	面積	備考
			付随する建物、工作物 一式

くじ引きの方法について

例) 3者同価の場合



- ① 上記例で、A者からC者の並びは入札書の提出が早い順に左から右へ並べます。
- ② くじ引きに参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数とします（上記例では6本）。この線は、上記例のように1本目がA者とB者の間（i）、2本目がB者とC者の間（ii）、3本目以降も同じ順番〔（iii）～（vi）〕で上から下へ交互に引いていきます。
- ③ 上記例のとおり、県の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を契約候補者とします。上記例ではA者です。

物件調書

物 件 調 書

物件番号 1

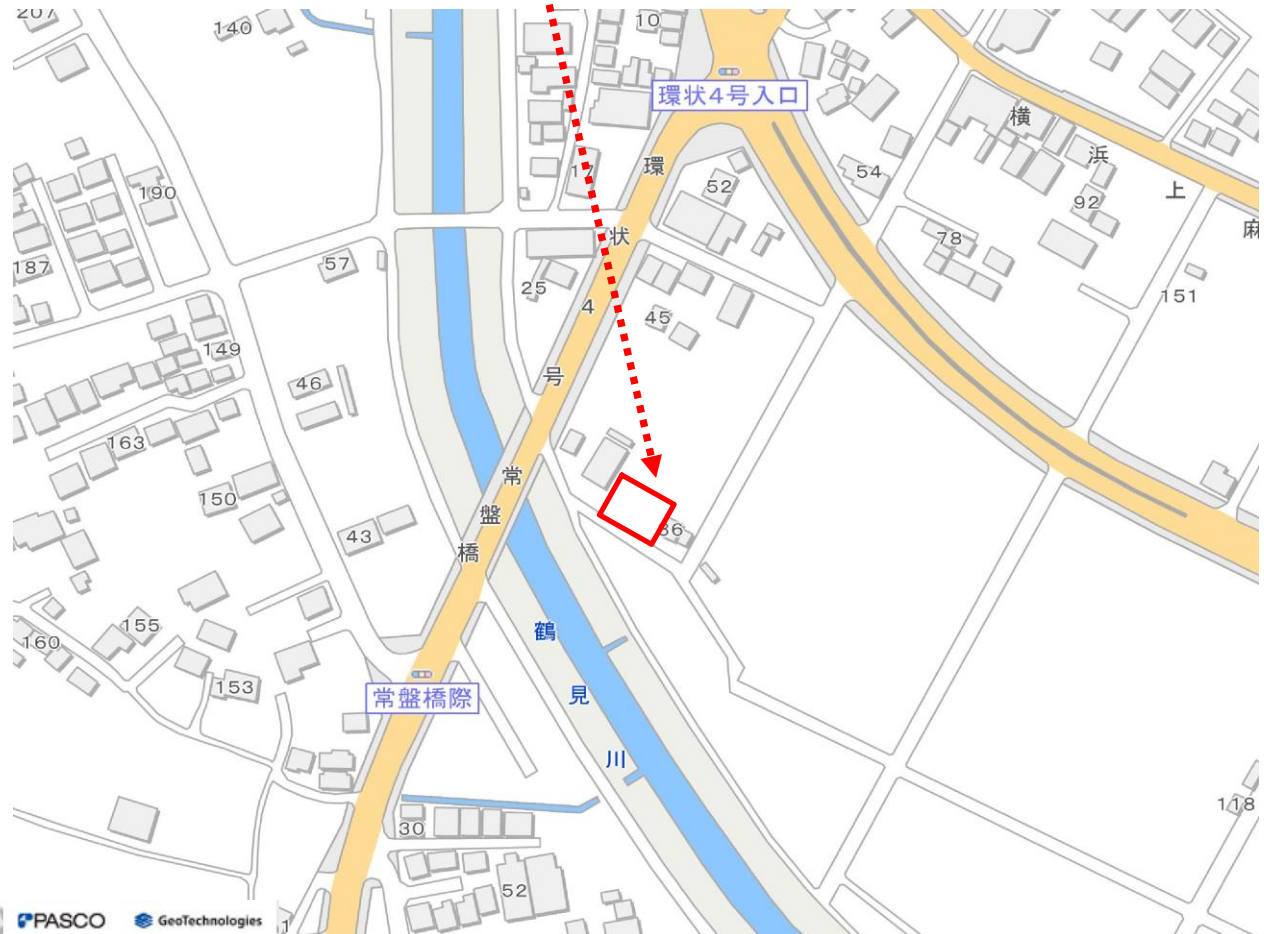
物件名		元鶴見川サイクリングコース休憩所				
所在地		横浜市青葉区鉄町35番				
住居表示		未実施				
地積（実測）		257.85㎡（公簿：267㎡）	地目	田	形状	台形
接面道路の幅員及び構造		南西側で幅員約4.0m（市道鴨志田第99号）の建築基準法第42条第1項第1号道路にほぼ等高に接しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化調整区域				
		用途地域	指定なし			
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		その他規制	建築基準法第22条区域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	農業振興地域（農用地区域外）、宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、横浜市にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電気	可
		負担の内容	—		上水道	可
					下水道	可
					都市ガス	不可
交通機関		鉄道	東急田園都市線「青葉台駅」から北方約2.5km			
		バス	東急バス「常盤橋」から北東方約0.1km			
参考事項	○土地について、敷地内の工作物等を含めた現況での引渡しとなります。なお、県は田として利用したことはありません。					
	○土地は、農地につき買受適格証明書の提出が必要です（入札説明書 4 入札参加申請を参照してください）。また、当該証明書については、横浜市中心農業委員会にお問い合わせください。					
	○土地は市街化調整区域に定められています。都市計画法、農地法等の取扱いについては横浜市にお問い合わせください。					
	○敷地内は、ほぼ平坦です。					
	○上水道については、敷地南西側道路の手前部分までに本管（25mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。					
	○下水道については、敷地南西側道路に分流污水管（250mm）が敷設されています。					
	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横浜市の許可が必要です。詳細は横浜市にお問い合わせください。					
	○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。					
	○土地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。					
	○土地については、地下埋設物等の有無についての調査は、実施しておりません。					

案内図

広域

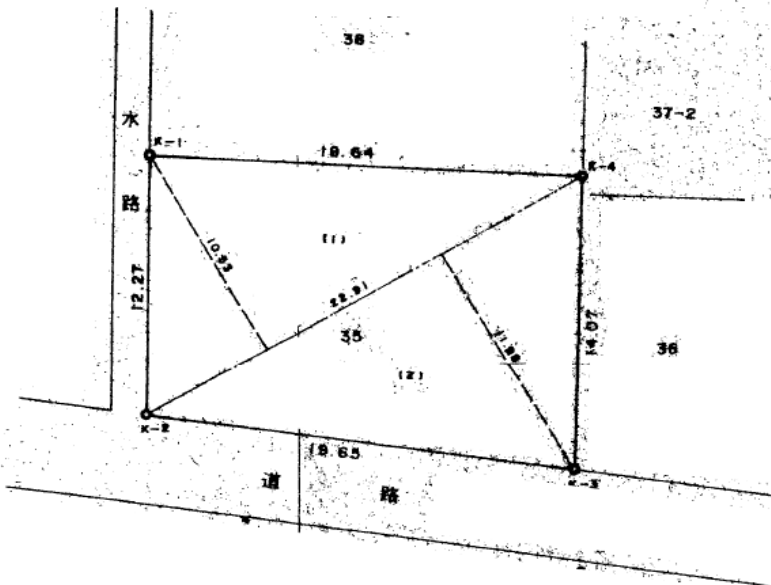
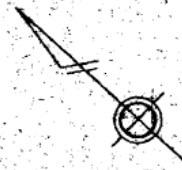


詳細



明細図

丈 量 図 S=1:250



面積計算表					
地番	符号	底辺	高さ	倍面積	面積
35	1	22.91	10.53	241.2423	
	2	22.91	11.98	274.4618	
				515.7041	257 ^m 8520

写真 1



写真 2



写真 3



物 件 調 書

物 件 番 号 2

物件名		元浦賀警察署幹部公舎					
所在地		横須賀市浦賀丘一丁目39番76					
住居表示		実施地区（横須賀市浦賀丘一丁目18番1）					
地積（実測）		336.14㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形	
接面道路の幅員及び構造		敷地東側で幅員約6mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域					
		用途地域	第1種低層住居専用地域				
		建ぺい率	40%	容積率	80%		
		その他規制	建築基準法第22条区域等				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無				
	その他の法律	土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等					
	上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電気	可	
		負担の内容	—		上水道	可	
					下水道	可	
					都市ガス	可	
交通機関		鉄道	京浜急行本線「浦賀駅」から南西方約1.2km				
		バス	京浜急行バス「浦賀丘」から西方約0.2km				
参考事項	○土地は、鉄筋コンクリート造の2階建ての建物と車庫の敷地として利用されており、メッシュフェンス等で囲われています。また、南側に空地を設けています。						
	○前面道路と等高に接する車庫部分及び敷地出入口と公舎部分には高低差があります。						
	○敷地北側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。指定については神奈川県横須賀土木事務所に、地域防災等については横須賀市にお問い合わせください。						
	○引渡しについては、上記の建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。						
	○上水道については、敷地東側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。						
	○下水道については、敷地東側道路に污水管（250mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。						
	○都市ガスについては、敷地東側道路に低圧の管（50mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。						
	○敷地内において、東京電力PG（株）の支線が1条あり、土地賃貸借契約を締結しています。						
	○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。						
	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市にお問い合わせください。						
(裏面にも記載があります。)							

参 考 事 項	○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データでご提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元浦賀警察署幹部公舎
建物	建 物 登 記	未 登 記
	名 称	寮舎・宿舎
	新築年月日	昭和 57 年 1 月 4 日
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
	延 床 面 積	103.14 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

土地の所在 横須賀市浦賀丘一丁目

求積表

地番	㊦ 39-76				
N0	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn・(Yn-1-Yn-1)	
MC19	-83820.131	-11256.704	-7.032	589423.161192	
MPA18	-83840.814	-11252.703	18.788	-1575201.213432	
MP88	-83838.117	-11237.916	14.221	-1192261.861857	
PC9	-83834.138	-11238.482	-2.420	202978.613960	
PZ1	-83824.784	-11240.336	-4.268	357764.178112	
MA21	-83818.955	-11242.750	-5.335	447174.124925	
MA20	-83814.728	-11245.671	-13.954	1169550.714512	
合 計				-672.282588	
合 計 面 積				336.1412940 m ²	
地 積				336.14 m ²	

地番	面 積
㊦ 39-76	336.1412940 m ²

測地系	座標系	縮尺係数	測量年月日
測地成果2011	DC系	0.999902	令和元年10月21日

基準点・引照点座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	備 考
P810	-83833.077	-11228.747	引 照 点
PC11	-83839.056	-11228.081	引 照 点
PC12	-83842.736	-11231.190	引 照 点
20A67	-83911.798	-11314.613	街区多角点
2A184	-83867.371	-11233.645	街区端点
2A184-1	-83834.814	-11233.903	多 角 点

「横須賀市土木部道路管理課の公表成果を使用」

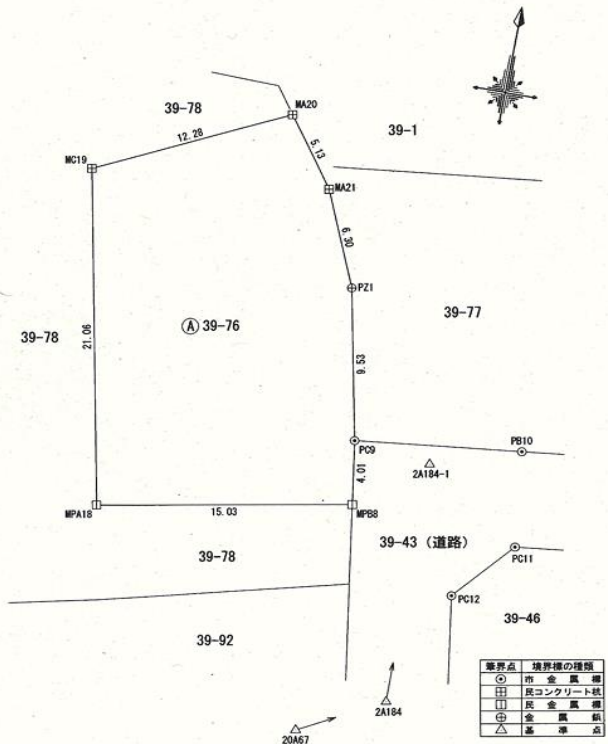


写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



物 件 調 書

物 件 番 号 3

物件名		元田浦警察署幹部公舎				
所在地		横須賀市長浦町二丁目90番 8				
住居表示		未実施				
地積（実測）		216.70㎡	地目	宅地	形状	ほぼ台形
接面道路の幅員及び構造		敷地南東側で幅員約10mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高または約1.6m高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60 %	容積率	200%	
		その他規制	第1種高度地区、準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電 気	可
		負担の内容	—		上水道	可
					下水道	可
					都市ガス	可
交通機関		鉄 道	京浜急行本線「安針塚駅」から北東方約0.4k m J R 横須賀線「田浦駅」から南東方約0.8k m			
		バ ス	京急バス「田ノ浦」から北西方約0.1k m			
参 考 事 項	○土地は、鉄筋コンクリート造地上2階建の建物敷地として利用されており、建物・工作物・立木等を含めた現況での引渡しとなります。					
	○敷地内には高低差があり、前面道路とほぼ等高に接する駐車場及び敷地出入口と、高低差約1.6mの階段で接続された公舎部分が存在します。					
	○上水道については、敷地南東側道路に本管（75mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。					
	○下水道については、敷地南東側道路に汚水分流管（200mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。					
	○敷地北側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。指定については神奈川県横須賀土木事務所に、地域防災等については横須賀市にお問い合わせください。					
	○敷地は擁壁、ブロック塀、伸縮門扉、ネットフェンス等で囲われています。					
	○敷地南西側において、隣接地権者所有のコンクリートブロック塀が県有地に越境しています。					
	○敷地北東側において、県所有の土留め擁壁及びコンクリートブロック塀が隣接地に越境しています。					
	○敷地北西側において、県所有の倉庫のたたき及び樹木が隣接地に越境しています。					
	○越境に関してはそれぞれ覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、越境物の改修工事等を行う際は、双方協議のうえ越境者の負担において越境物を自己所有地内に設置することとしています。					
(裏面にも記載があります。)						

参 考 事 項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市にお問い合わせください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、財産経営課で配布しています。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元田浦警察署幹部公舎
建物	建 物 登 記	未登記
	名 称	寮舎、宿舎
	新築年月日	昭和 56 年 3 月 31 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延 床 面 積	102.10 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

土地の所在 横須賀市長浦町二丁目

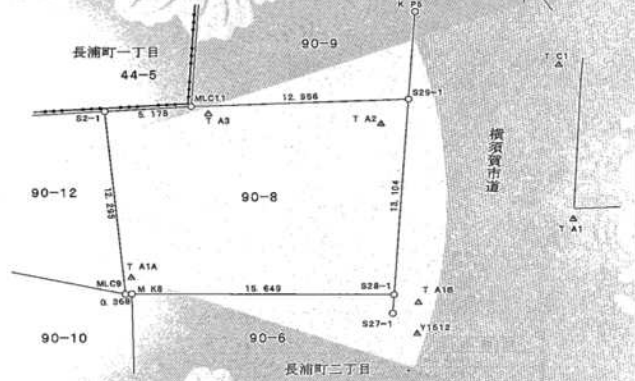
1/2

座標求積表

地番	90-8				
座点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _{n-1}) Y _n	積算	
S29-1	-78730.613	-17167.338	-293336.187208	座プレート	
MLC11	-78734.093	-17178.583	-164916.010894	横コソリット板	
S2-1	-78731.095	-17183.070	146189.183420	座プレート	
MLC9	-78732.697	-17188.659	192202.466738	横コソリット板	
M K8	-78732.777	-17186.237	147990.720870	横コソリット板	
S28-1	-78741.207	-17175.052	-37186.812528	座板	
				積算	
			433.400398		
			216.7001		
			216.70		
			86.95		

座標一覧表

座点名	X座標	Y座標	標高
K P8	-78726.954	-17163.872	座プレート(道路境界線)
S27-1	-78742.277	-17175.767	座プレート(道路境界線)
T A1	-78732.629	-17163.374	座板点(本板)
T A1A	-78731.625	-17187.683	座板点(本板)
T A1B	-78742.409	-17174.080	座板点(本板)
T A2	-78731.110	-17169.598	座板点(本板)
T A3	-78750.023	-17177.912	座板点(本板)
T C1	-78738.444	-17158.673	座板点(本板)
Y10-12	-78744.122	-17176.278	横須賀市4線基準点



測地系	世界測地系 (起地成果2011)	版尺換数	0.9999
座標系	(区系)	測量年月日	平成31年3月18日

【この測量に使用した基本三角点等は、横須賀市の公表成果を使用したものである。】

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



物件調書

物件番号 4

物 件 名		元平塚警察署須賀交番				
所 在 地		平塚市札幌町17番19				
住 居 表 示		実施地区（平塚市札幌町17番22）				
地 積（実測）		49.97㎡	地 目	宅 地	形 状	不 整 形
接面道路の幅員及び構造		南西側及び南東側で幅員約20m（県道607号平塚港平塚停車場）の建築基準法第42条第1項第1号道路に等高ないし約50cm高く接しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	近隣商業地域			
		建ぺい率	80%	容 積 率	200%	
		その他規制	第2種高度地区、準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、平塚市等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電 気	可
		負担の内容	—		上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	可
交 通 機 関		鉄 道	JR東海道線「平塚駅」から南東方約1.5km			
		バ ス	神奈川中央交通バス「札の辻」から北方約0.1km			
参 考 事 項	○土地は、コンクリートブロック造の2階建ての建物及びその敷地であり、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。					
	○敷地内は、ほぼ平坦です。					
	○建物の土台となる部分の土地は約10cm、花壇部分は約20cmないし約50cm高く接道しています。					
	○上水道については、敷地南東側道路に本管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。また、敷地南西側道路に本管（150mm）が敷設されています。					
	○下水道については、敷地南西側及び南東側道路に本管（300mm）が敷設されており、敷地内に接続枿（汚水・雨水）が敷設されています。					
	○都市ガスについては、敷地南西側道路に低圧の管（75mm）が敷設されています。					
	○敷地内には廃止処理済みの浄化槽が敷設されています。					
	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。					
	○土地は平塚市津波ハザードマップにおいて、浸水想定「0.01～0.3m」の区域に含まれています。詳細は平塚市にお問い合わせください。					
	（裏面にも記載があります。）					

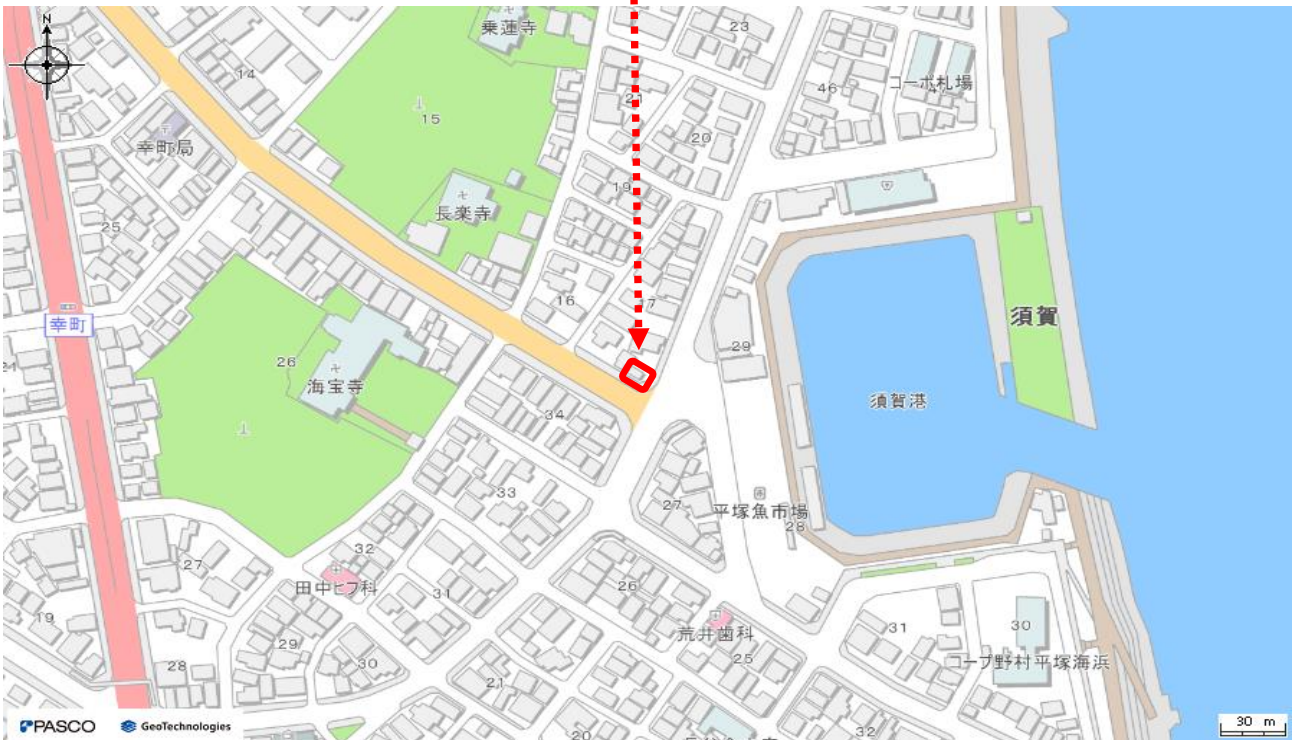
参 考 事 項	○敷地北西側において、隣接者所有のコンクリートたたき（以下「工作物」という。）が土地へ越境しています。 ○当該越境に関しては覚書を締結し、越境者は土地所有者が工作物を使用することについて承諾しているほか、土地所有者の負担において工作物を除却する場合には、越境者は異議を申し立てないこととしています。また、当該除却に当たっては事前に双方協議の上で実施するものとしています。 ○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○土地については、土壤汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元平塚警察署須賀交番
建物	建 物 登 記	未登記
	名 称	派出所
	新築年月日	昭和 46 年 12 月 2 日
	構 造	コンクリートブロック造 2 階建
	延 床 面 積	41.04 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

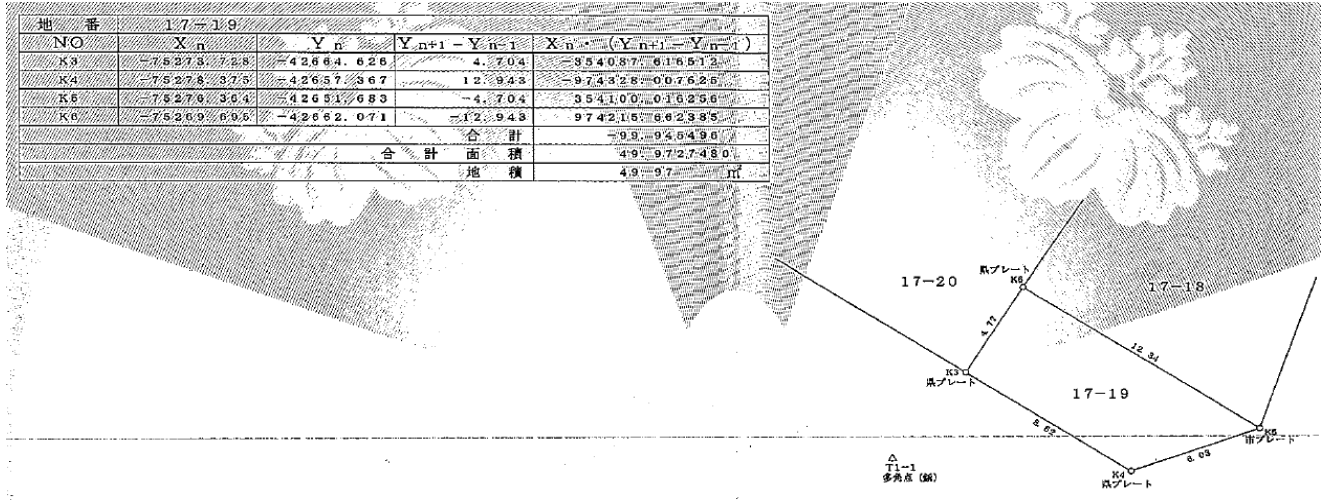


写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



物 件 調 書

物件番号 5

物 件 名		県土整備事業用代替地				
所 在 地		小田原市城山四丁目250番13				
住 居 表 示		実施区域（詳細は、小田原市へお問い合わせください。）				
地積（実測）		202.41㎡	地 目	宅 地	形 状	不 整 形
接面道路の幅員及び構造		敷地西側で幅員約 4 m の建築基準法第42条第 1 項第 1 号道路に対し等高または約1.1mから1.4m高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域			
		建ぺい率	60 %	容 積 率	150 %	
		その他規制	小田原市小峰地区建築協定等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 該当有無	有（遺跡番号No. 62）			
	その他の法律	景観計画区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、小田原市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理 施設の状況	電 気	可	
	負担の内容	—		上 水 道	可	
				下 水 道	可	
				都市ガス	可	
交 通 機 関	鉄 道	小田急箱根登山線「箱根板橋駅」から北東方約0.8km				
	バ ス	箱根登山バス「板橋見附」から北方約0.5km				
参 考 事 項		○土地は、工作物等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地内には高低差があります。約1.1～1.4m程度道路との段差があり、北側にいくにつれて高くなりますが、敷地内南西端は前面道路とほぼ等高に接しております。 ○敷地内西側ほぼ中央に道路からの上り階段（高さ約1.1m、幅約1.3m、コンクリート製）があります。 ○上水道については、敷地西側道路に本管（75mm）が敷設されております。 ○下水道については、敷地西側道路に本管（200mm）が敷設されており、敷地内に接続枳（汚水）が設置されています。 ○都市ガスについては、敷地西側道路に低圧の管（80mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されております。 ○敷地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されています。詳細は、小田原市にお問い合わせください。 ○敷地内において、小田原市の防犯灯 1 本が存置しておりますが、近日中に市により撤去予定です。 ○敷地西側一部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。区域の指定等に関することは神奈川県県西土木事務所小田原土木センターへ、地域防災等については小田原市へお問い合わせください。 ○敷地は小田原市小峰地区建築協定が結ばれています。詳細は、小田原市にお問い合わせください。 ○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されています。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。 (裏面にも記載があります。)				

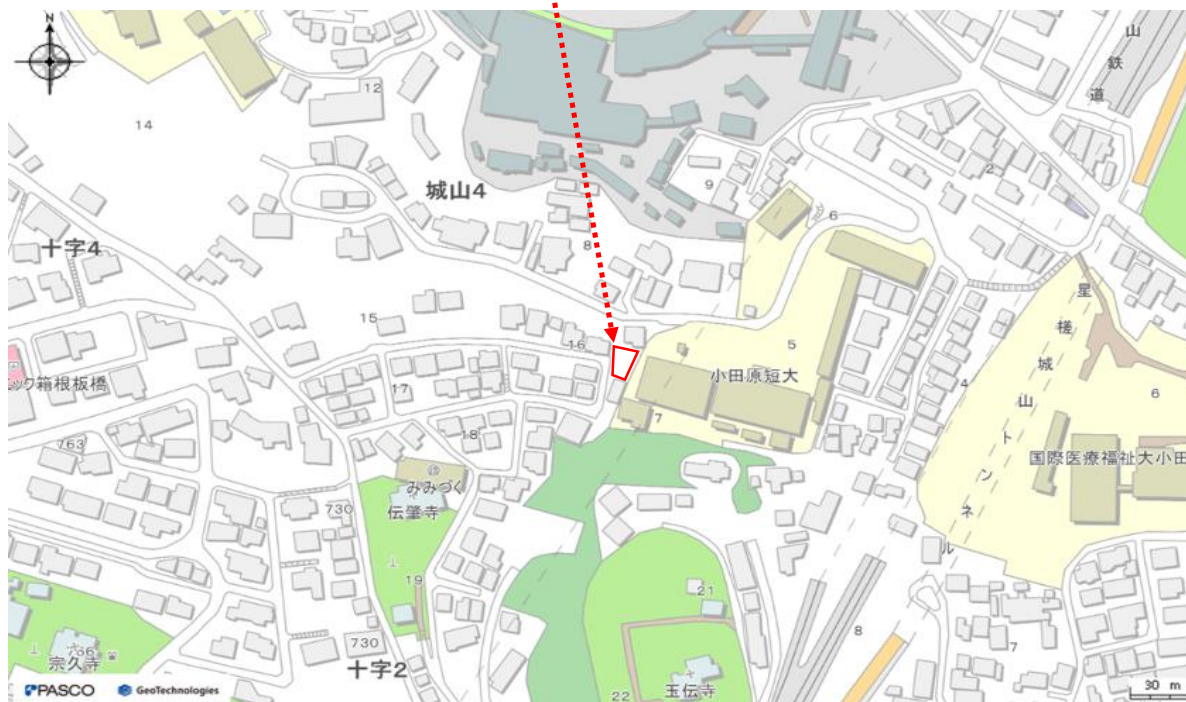
参 考 事 項	○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。
------------------	--

案内図

広域



詳細



明細図

示 積 表

地番	250-13		
NO	基 辺	高 度	面 積
1	6.30	2.48	20.8911
2	14.40	6.55	94.3200
3	14.40	5.35	77.0400
4	15.12	7.55	116.1216
5	15.12	3.82	57.7504
6	11.91	0.64	7.6224
7	11.91	2.61	31.0851
合 計			404.8386
合 計 面 積			202.41930
残 積			202.41 m ²

地番	250-77		
NO	基 辺	高 度	面 積
1	12.29	5.00	61.4500
2	12.18	8.80	120.0205
3	14.32	3.75	53.8432
4	14.32	4.66	66.7012
5	7.02	4.04	28.3608
6	6.73	1.37	9.2201
合 計			342.9318
合 計 面 積			171.46590
残 積			171.46 m ²

合 計 面 積 375.8852 m²

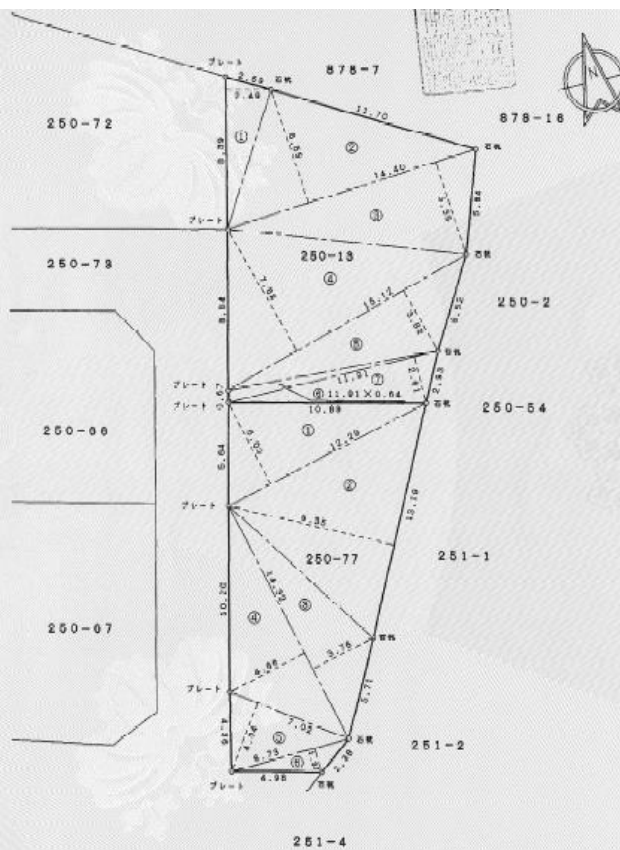


写真 1



写真 2



写真 3



物 件 調 書

物 件 番 号 6

物 件 名		元秦野警察署入船町公告				
所 在 地		秦野市入船町2051番 1、2051番 5、2051番 6、2051番 7、2051番13、2051番14、2051番20、2053番 5、2053番 6、2058番 3、2058番 4、2058番 5、2058番 9				
住 居 表 示		実施地区（秦野市入船町9番1号、2号）				
地積（実測）		2,368.11㎡（公簿：2,365.95㎡）	地 目	宅地	形 状	不整形
接面道路の幅員及び構造		南西側で幅員約11.1mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接面し、南東側で幅員約6.1～9.8mの建築基準法第42条第1項第1号道路に最大で約1.4m高く接面しており、「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	準工業地域			
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
		その他規制	建築基準法第22条区域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無（曾屋入船町遺跡及び曾屋二丁目遺跡・隣接地）			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、秦野市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理 施設の状況	電 気	可
		負担の内容	—		上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	可
交 通 機 関		鉄 道	小田急小田原線「秦野駅」から北東方約1.2k m			
		バ ス	神奈川中央交通バス「下宿」から南東方約0.2k m			
参 考 事 項		○土地は、鉄筋コンクリート造の3階建てと4階建ての建物・駐車場・駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物・立木等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地内は、ほぼ平坦ですが、南東道路側進入口は緩やかなスロープとなっています。 ○敷地はネットフェンス等で囲われています。 ○上水道については、敷地南東側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○下水道については、敷地南東側道路に汚水枝線（250mm）敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○都市ガスについては、敷地南東側道路に低圧の管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込んでいます。 ○敷地は、埋蔵文化財包蔵地の隣接地に該当しています。詳細は、秦野市にお問い合わせください。 ○敷地南西側において、隣接地権者所有の建物の底が越境しています。 ○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、建替え工事等を行う際は、双方協議のうえ越境者の負担において越境物を撤去するものとしています。 (裏面にも記載があります。)				

参 考 事 項	○敷地内において、東京電力PG（株）の本柱1本・支柱1本、NTT東日本（株）及びジェイコム（株）の共架電線1本、秦野市の街路灯1本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。	
	○敷地南東側の一部（約110.2㎡）が「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。	
	○本地取得後、土地利用に当たっては秦野市への当該道路用地の譲渡に努めてください。なお、当該道路用地の譲渡に伴い建物等の除却が必要となります。	
	○「市道62号線歩道設置事業」及び当該道路用地の譲渡に係る手続き等の詳細は、秦野市建設部道路整備課にお問い合わせください。	
	○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。	
	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。	
	○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。	
	○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果、秦野市へ譲渡する道路用地の実測図及び平面図を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元秦野警察署入船町公舎
建物 1	建 物 登 記	未登記
	名 称	元入船町公舎 1 号棟
	新築年月日	昭和 48 年 3 月 31 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建
	延 床 面 積	681.71 ㎡
参 考 事 項		建 物 内 物 品 等 は 原 則 現 況 で の 引 渡 し と な り ま す 。
建物 2	建 物 登 記	登記済（所在：秦野市入船町 2051 番地 1、2058 番地 5、2058 番地 3、2051 番地 1 先 家屋番号：2051 番 1 の 3）
	名 称	元入船町公舎 2 号棟
	新築年月日	昭和 57 年 4 月 6 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	延 床 面 積	923.00 ㎡（予定価格算定基準面積：960.03 ㎡）
参 考 事 項		建 物 内 物 品 等 は 原 則 現 況 で の 引 渡 し と な り ま す 。

案内図

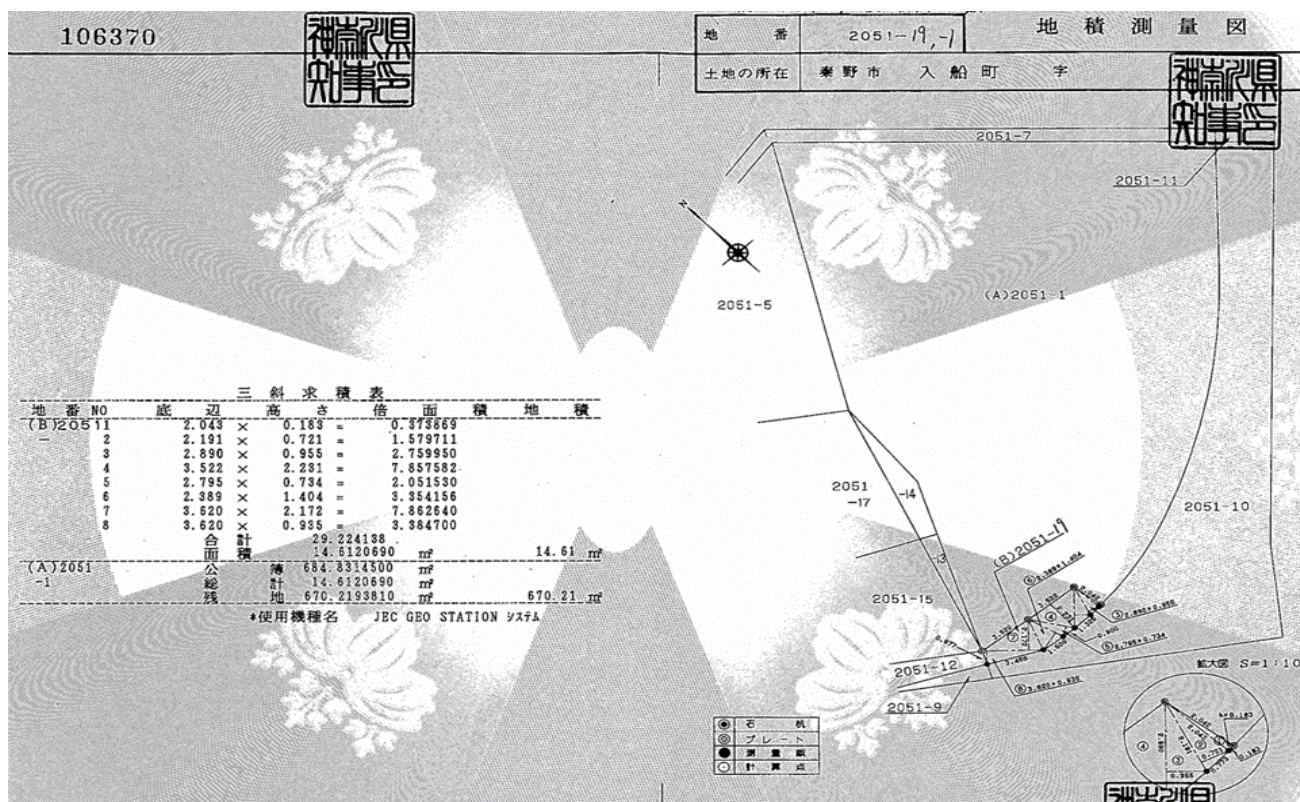
広域



詳細



明細図

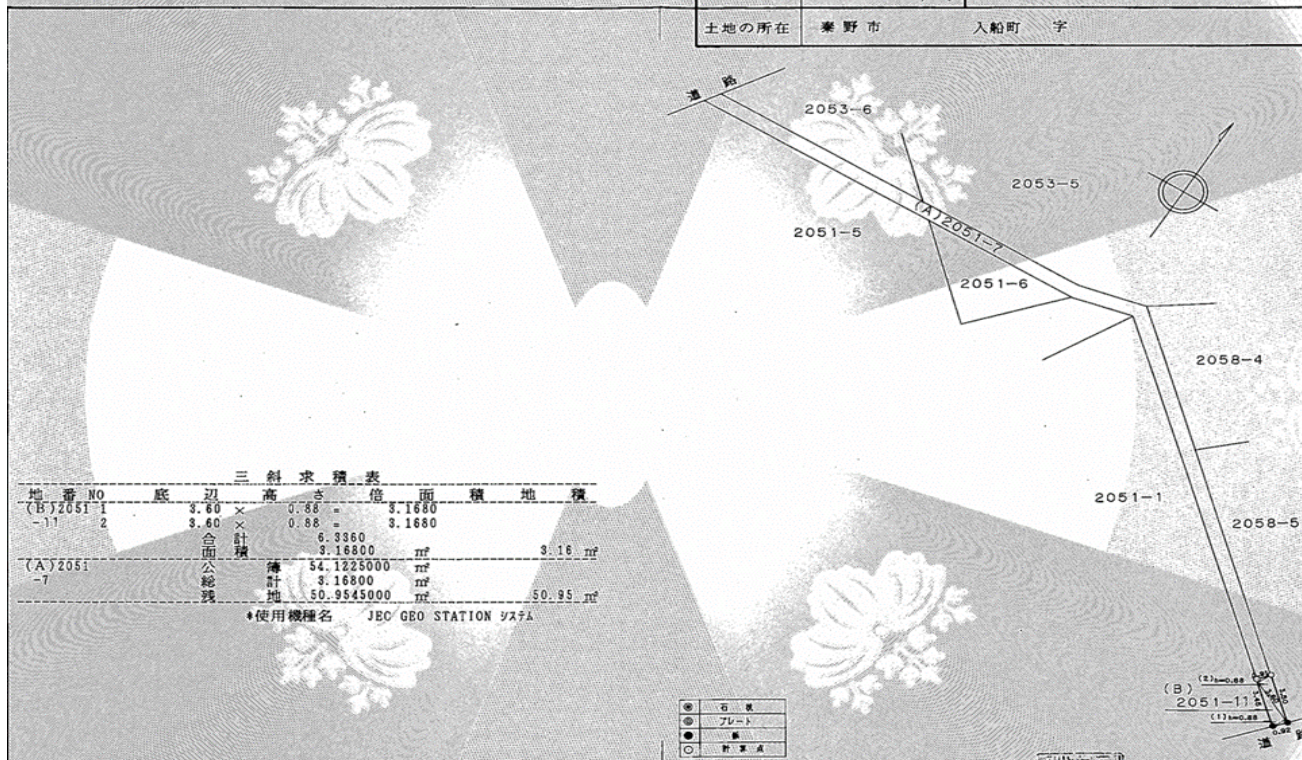


106364

地 番 2051-11, -7

地 積 測 量 図

土地の所在 栗野市 入船町 字

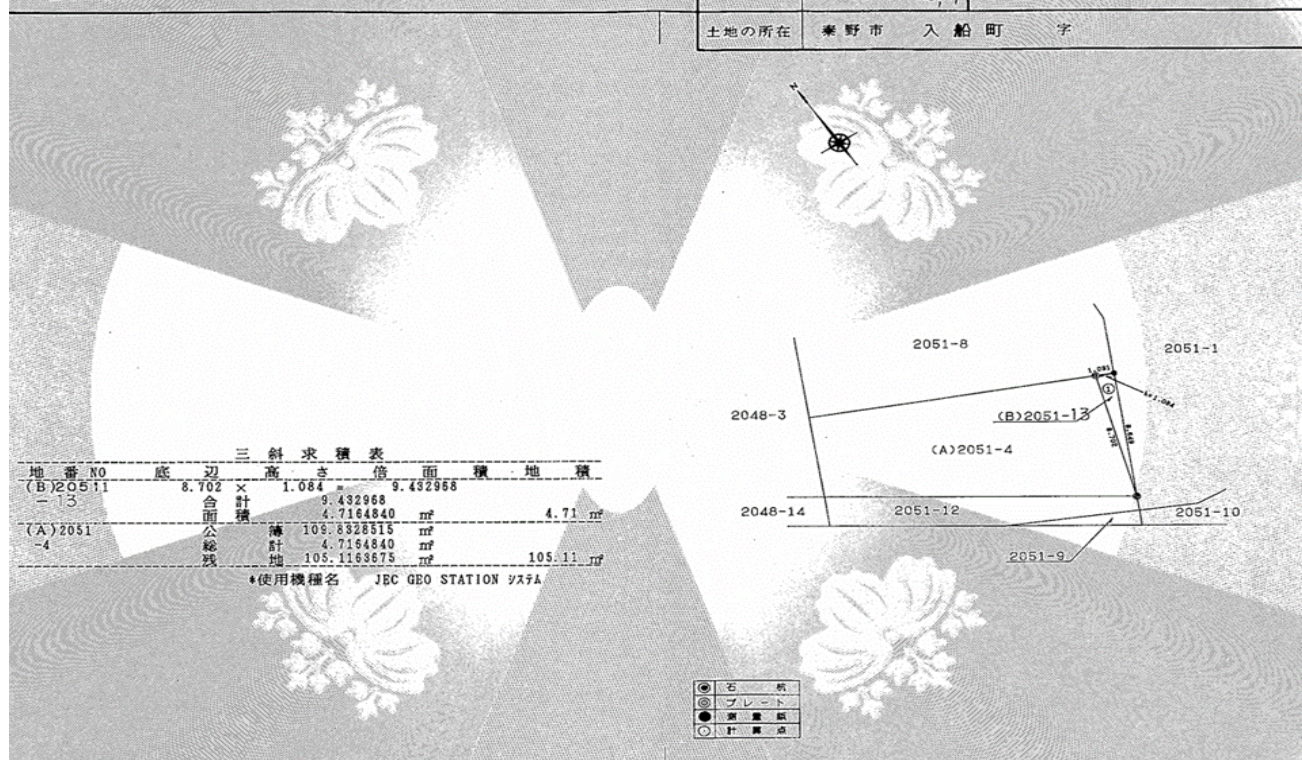


106366

地 番 2051-13, -4

地 積 測 量 図

土地の所在 栗野市 入船町 字



106367

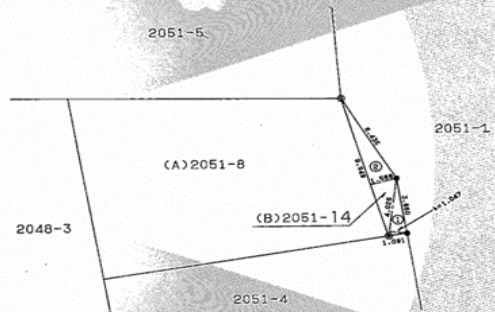
地 番 2051-14-8 地 積 測 量 図

土地の所在 栗野市 入船町 字

三 斜 求 積 表					
地 番 NO	底 辺	高 さ	倍 面 積	地 積	
(B)2051-14-2	4.026 × 9.949	1.047 × 1.568	= 4.215222 = 15.600032		
	合 計		19.815254		
			9.9076270	㎡	9.90 ㎡
(A)2051-8	簿 計	185.2359000	㎡		
	合 計	9.9076270	㎡		
	地 積	185.3882730	㎡		185.38 ㎡

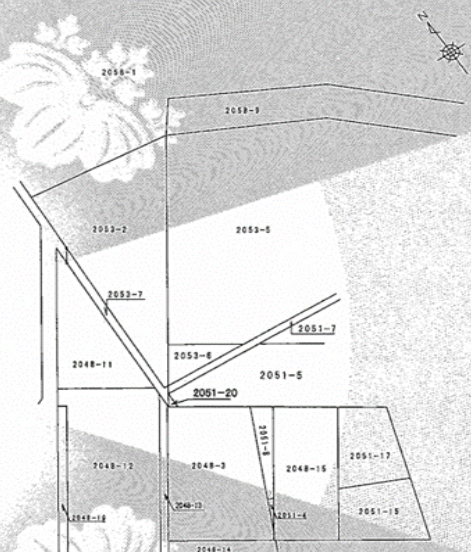
*使用機種名 JEC GEO STATION VXTA

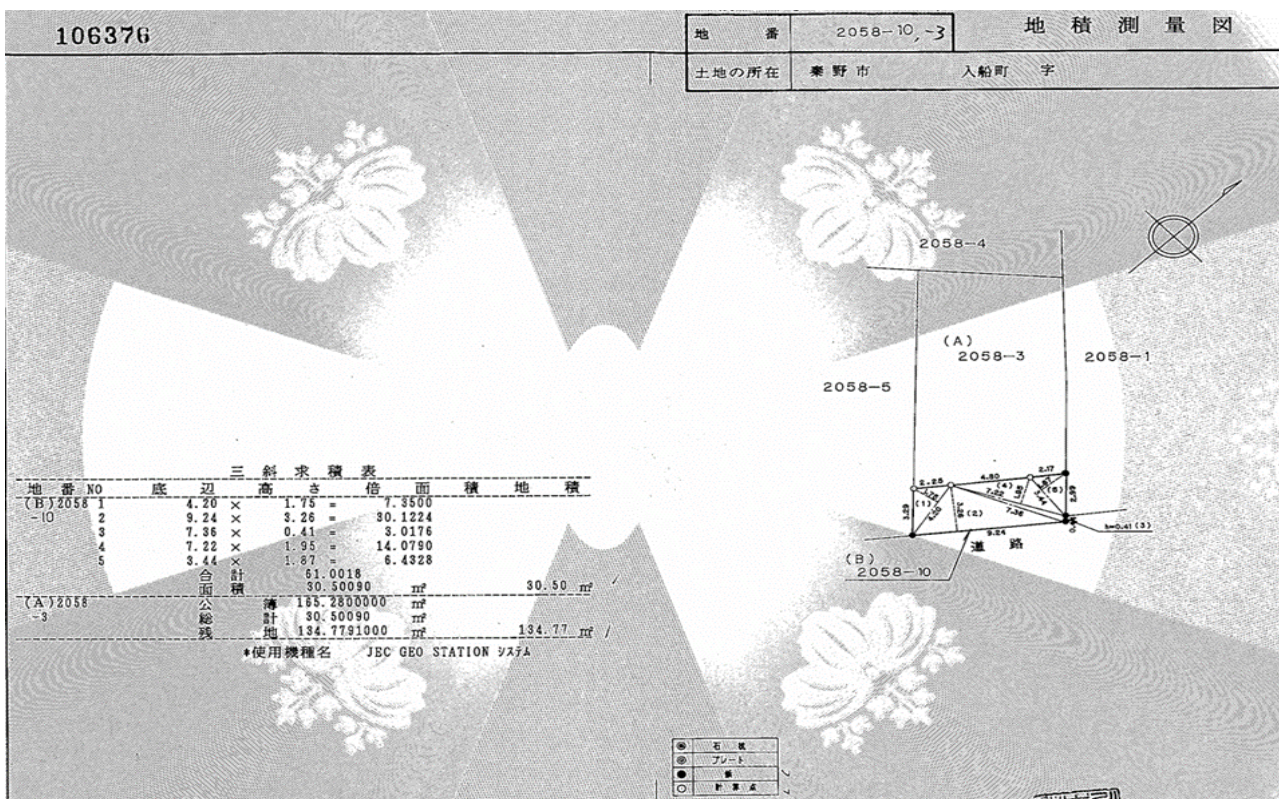
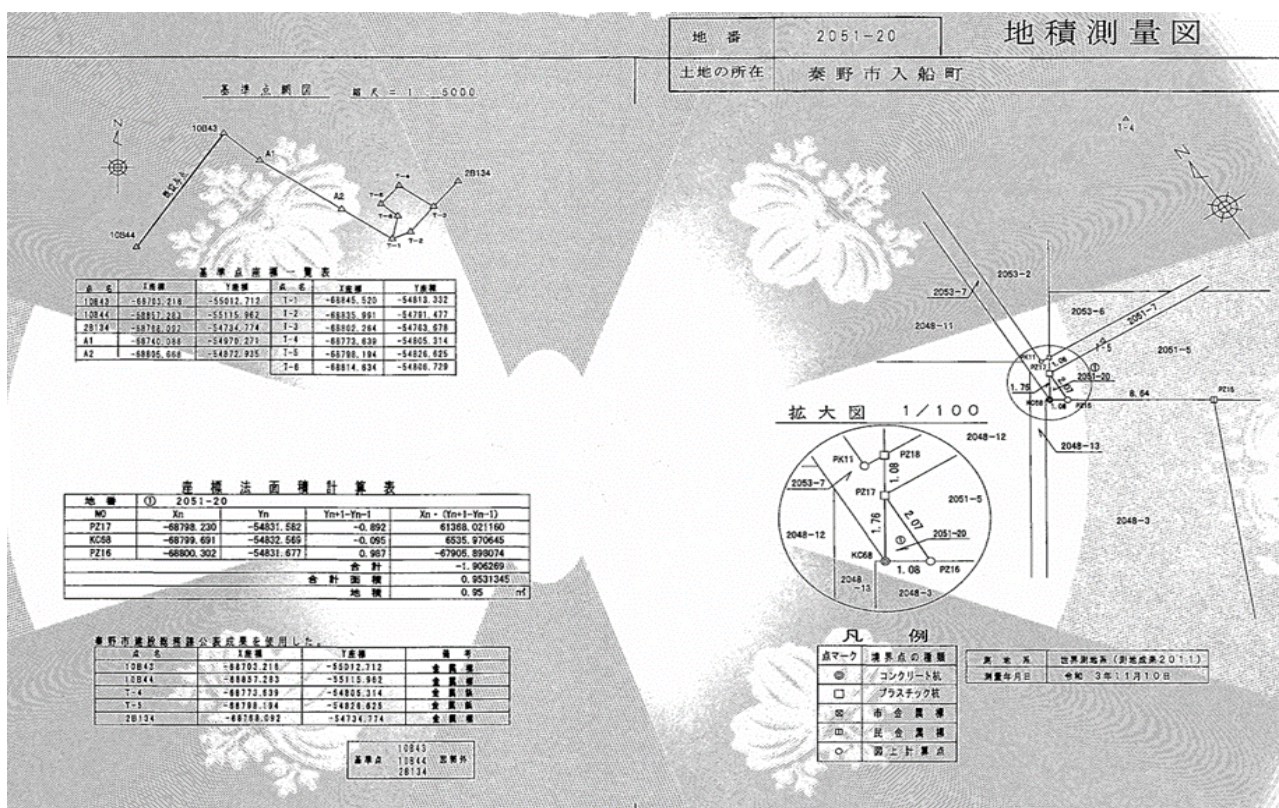
- 石 杭
- プレハト
- 測量紙
- 計算点



地 番 2051-20 土 地 所 在 図

土地の所在 栗野市 入船町





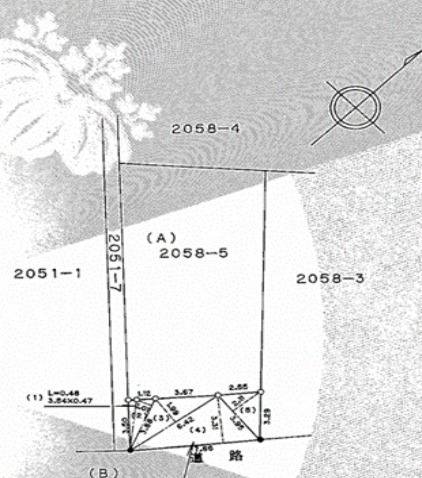
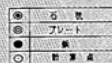
106377

地 番 2058-11-5 地 積 測 量 図

土地の所在 桑野市 入船町 字

地 番 NO	底 辺	高 さ	倍	面 積	地 積
(B)2058-11	1	3.54 ×	0.47 =	1.6538	
	2	3.88 ×	1.01 =	3.9188	
	3	6.42 ×	1.99 =	12.7758	
	4	7.65 ×	3.31 =	25.3546	
	5	3.95 ×	2.11 =	8.3345	
	合 計			52.0475	
(A)2058-5	面 積			26.02375	26.02 m ²
	公 積			135.3700000	m ²
	総 計			26.02375	m ²
	残			129.3462500	m ²

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァイ



106375

地 番 2058-9-1 地 積 測 量 図

土地の所在 桑野市 入船町 字

地 番 NO	底 辺	高 さ	倍	面 積	地 積
(B)2058-9	1	5.49 ×	2.35 =	12.9015	
	2	6.17 ×	1.38 =	8.5146	
	3	3.16 ×	2.29 =	7.2364	
	4	6.17 ×	2.24 =	13.8208	
	5	5.37 ×	2.09 =	11.2233	
	6	28.53 ×	4.84 =	138.0852	
	7	28.53 ×	4.72 =	134.6616	
	8	20.45 ×	4.60 =	94.0700	
	9	20.45 ×	4.58 =	93.6610	
	合 計			514.1744	
(A)2058-1	面 積			257.08720	257.08 m ²
	公 積			3970.9383085	m ²
	総 計			257.08720	m ²
	残			3713.8511085	m ²

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァイ

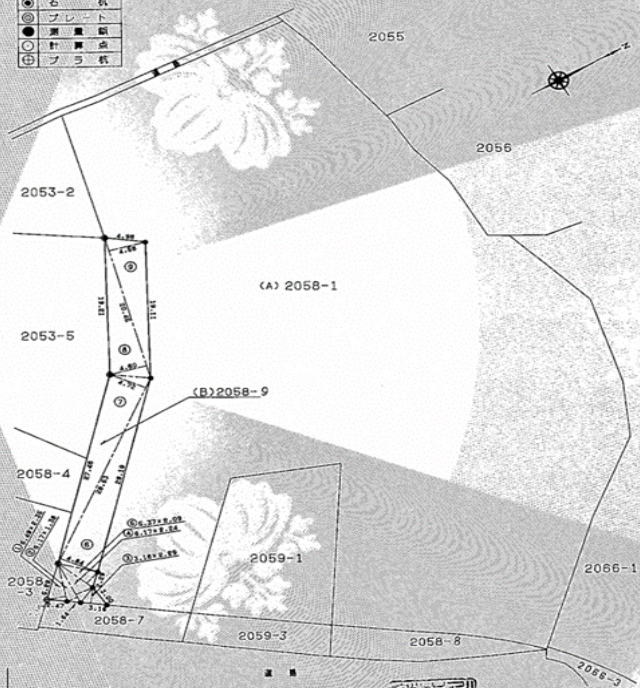


写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



物 件 調 書

物件番号 7

物件名		元秦野警察署南矢名交番				
所在地		秦野市南矢名947番3				
住居表示		未実施				
地積（実測）		166.77㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形
接面道路の幅員及び構造		南側で幅員約14.5～15mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		その他規制	準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	有（鳥居松遺跡）			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、秦野市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電気	可
		負担の内容	—		上水道	可
					下水道	可
					都市ガス	不可
交通機関		鉄道	小田急小田原線「東海大学前駅」から南西方約1.8km			
		バス	神奈川中央交通バス「秦野高校前」から北西方約0.1km			
参考事項	○土地は、鉄筋コンクリート造の2階建ての建物・駐車場・駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地内は、ほぼ平坦です。 ○敷地はネットフェンス等で囲われています。 ○上水道については、敷地南側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○下水道については、敷地南側道路に汚水枝線（200mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○敷地は、埋蔵文化財包蔵地に該当しています。詳細は、秦野市にお問い合わせください。 ○敷地内において、東京電力PG（株）の電柱1本・支線1条、NTT東日本（株）の共架電線1本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。					
	（裏面にも記載があります。）					

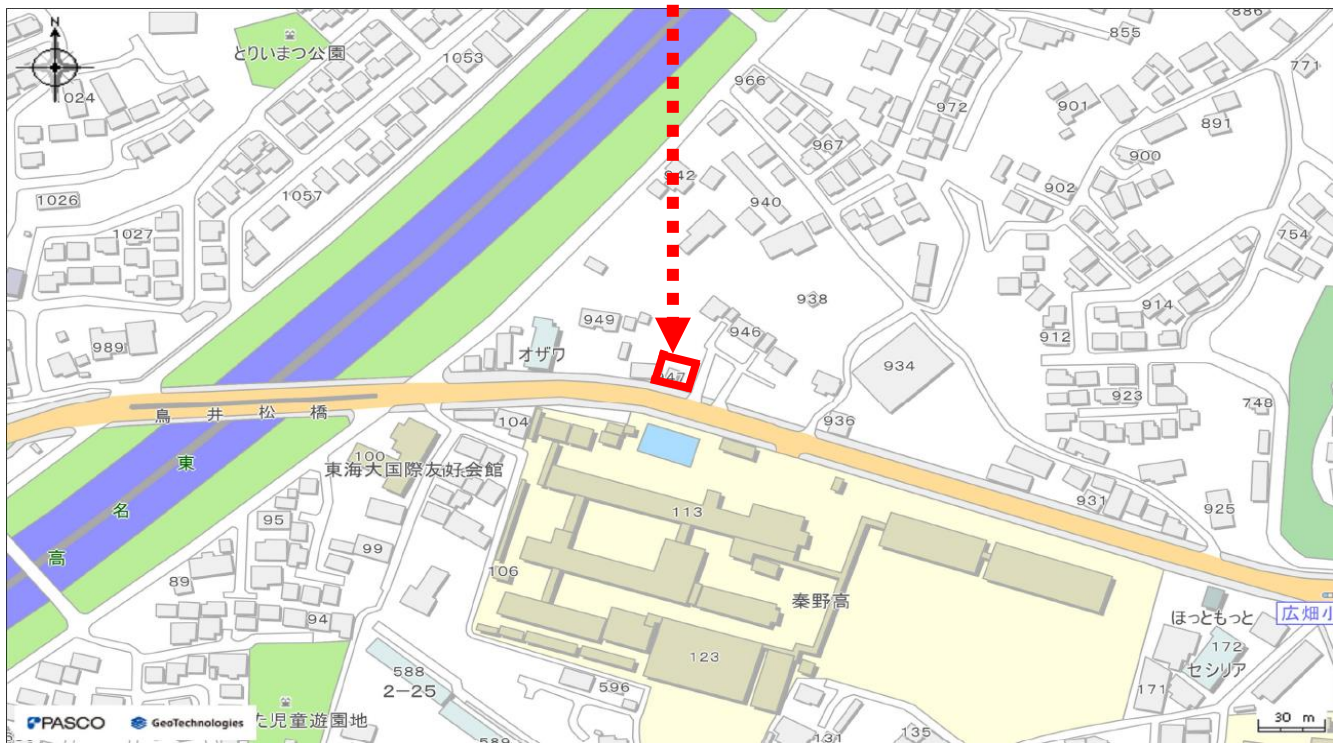
参 考 事 項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元秦野警察署南矢名交番
建物 1	建 物 登 記	未登記
	名 称	庁舎
	新築年月日	平成 6 年 3 月 31 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延 床 面 積	55.48 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

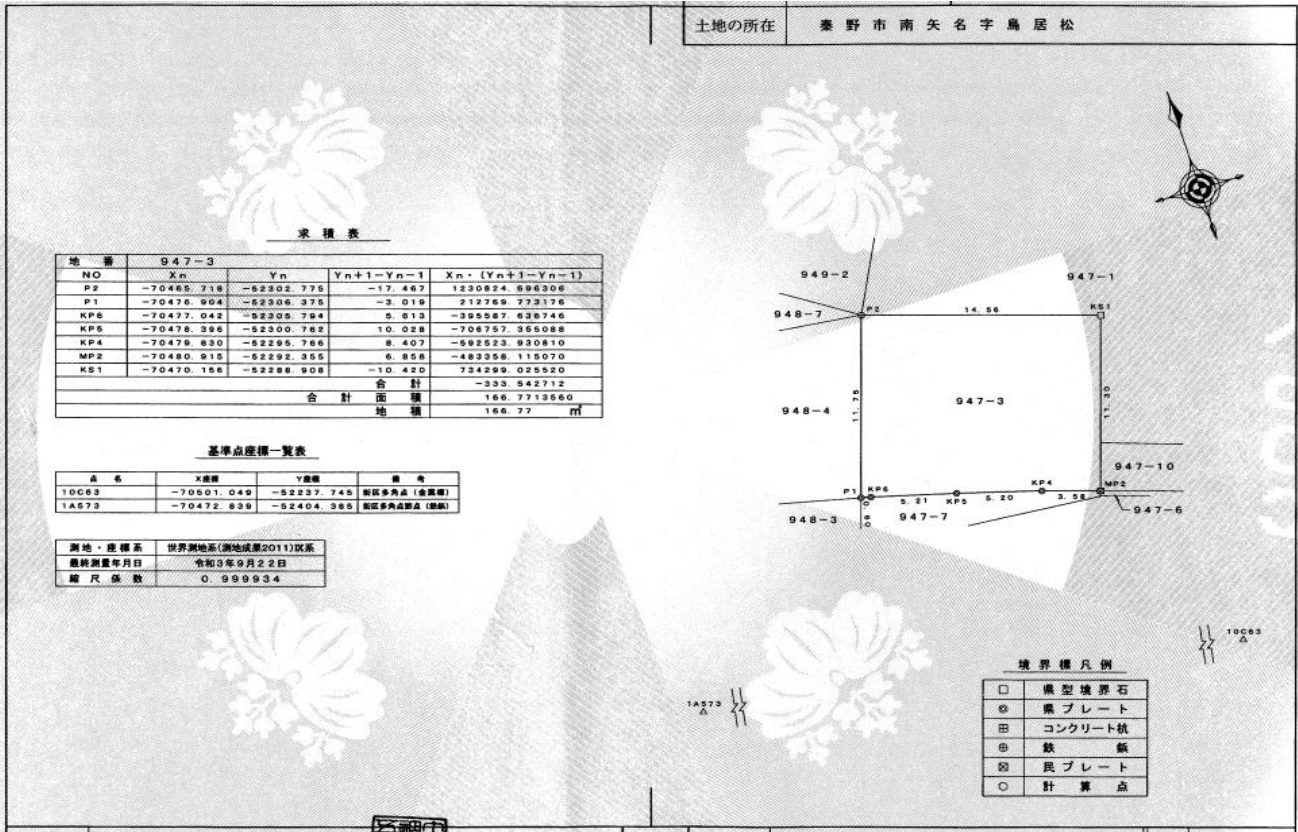


写真 1



写真 2



写真 3



物 件 調 書

物 件 番 号 8

物件名		元葉山警察署幹部公舎				
所在地		三浦郡葉山町堀内2100番 8				
住居表示		未実施				
地積（実測）		267.62㎡	地目	宅地	形状	不整形
接面道路の幅員及び構造		敷地北側で幅員約 8 m（町道東伏見台 2 号）の建築基準法第42条第 1 項第 1 号道路に等高から約 1.5m 高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域			
		建ぺい率	40%	容積率	80%	
		その他規制	風致地区（第 4 種）、地区計画（東伏見台地区）等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	逗子・葉山近郊緑地保全区域、宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等				
	上記法令等に関する詳細は、葉山町等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理 施設の状況	電気	可	
	負担の内容	—		上水道	可	
				下水道	可	
				都市ガス	可	
交通機関	鉄道	J R 横須賀線「逗子駅」から南東方約 3.7 k m				
	バス	京急バス「葉山小学校」から北東方約 0.4 k m				
参考事項	○土地は、鉄筋コンクリート造地上 2 階建の建物敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地は擁壁、ブロック塀、ネットフェンス等で囲われています。 ○上水道については、敷地北側道路に本管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○下水道については、敷地北側道路に汚水枝線（200mm）及び雨水枝線（1,000mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○都市ガスについては、敷地北側道路に低圧の管（150mm）が敷設されています。 ○土地は逗子・葉山近郊緑地保全区域に指定されています。詳細は、葉山町にお問い合わせください。 ○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。 ○土地北側・南西側は土砂災害警戒区域に指定されています。区域の指定等に関することは神奈川県横須賀土木事務所へ、地域防災等については葉山町へお問い合わせください。 ○土地西側は急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。詳細については神奈川県横須賀土木事務所にお問い合わせください。 ○土地は東伏見台地区地区計画が定められ、東伏見台建築環境協定が結ばれています。詳細は、葉山町等にお問い合わせください。 (裏面にも記載があります。)					

参 考 事 項	○本敷地が位置する東伏見台地区には共有地があり、その維持管理費を管理者の自治会に支払っています。 ○土地東側において、隣接者所有の舗装（煉瓦敷、コンクリート打及びタイル張）及び擁壁が県有地側に越境しています。 ○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、越境物の改修工事等を実施する際は、双方協議のうえで、自己所有地内に越境物等を設置することとしています。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、財産経営課で配布しています。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元葉山警察署幹部公舎
建物	建 物 登 記	未登記
	名 称	寮舎・宿舎
	新 築 年 月 日	昭和 60 年 3 月 27 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延 床 面 積	100.68 ㎡
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

土地の所在 三浦郡葉山町堀内字戸根山

求積表

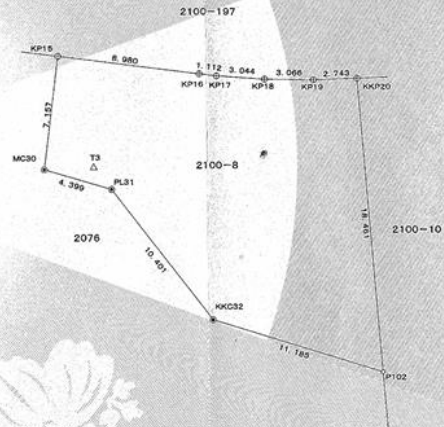
地番	2100-8			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
KP20	-80683.402	-22542.772	4.362	-351940.999524
P102	-80701.792	-22541.151	-9.076	732449.464192
KKC32	-80698.525	-22551.848	-17.124	1381881.542100
PL31	-80690.347	-22558.275	-10.650	859352.195550
MC30	-80689.114	-22562.498	-3.356	270792.666584
KP15	-80682.010	-22561.631	9.779	-789989.375190
KP16	-80683.112	-22552.719	10.016	-808122.049782
KP17	-80683.241	-22551.615	4.140	-334028.617740
KP18	-80683.457	-22548.579	6.102	-492330.454614
KP19	-80683.508	-22545.513	5.807	-468529.130956
合計				535.240010
合計面積				267.6200050
地積				267.62
				m ²

引張点座標一覧

点名	X座標	Y座標	備考
1A072	-80624.835	-22502.218	街区多角点(観点・鉄)
10A60	-80632.715	-22614.592	街区多角点(金属標)
T1	-80667.810	-22619.170	金属標
T2	-80674.959	-22557.702	金属標
T3	-80688.985	-22559.393	金属標

座標系 世界測地系(測地成果2011)
測量年月日 令和4年5月1・8日
三浦郡葉山町道路河川課の公表成果を使用

基準点網図 1/2000



凡例

記号	境界線の種類
●	コンクリート杭
+	プレート
○	観測点(直下にコンクリート杭)
△	基準点

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



物件調書

物件番号 9

物 件 名		元茅ヶ崎警察署岡田交番				
所 在 地		高座郡寒川町岡田五丁目490番3				
住 居 表 示		実施区域（高座郡寒川町岡田五丁目18番1号）				
地積（実測）		132.27㎡	地 目	宅 地	形 状	整 形
接面道路の幅員及び構造		北西側で幅員約11.6mの建築基準法第42条第1項第1号道路（神奈川県道45号）に等高または約40cm高く接面しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
		その他規制	第1種高度地区、準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、寒川町等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理施設の状況	電 気	可
		負担の内容	—		上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	なし
交 通 機 関		鉄 道	JR相模線「寒川駅」から北東方約1.1km			
		バ ス	神奈川中央交通バス「岡田」から北東方約0.1km			
参 考 事 項	○土地は鉄筋コンクリート造の1階建ての建物、駐車場、駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物等を含め、すべて現況での引渡しとなります。					
	○建物の土台となる部分の土地は約1m、花壇部分は約40cm高く鉄筋コンクリート造他の擁壁が設けられています。					
参 考 事 項	○敷地はガードフェンスで囲われています。					
	○敷地南東側において、県所有のコンクリート直壁及びコンクリートたたきが隣接地へ越境しています。					
参 考 事 項	○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、工作物の改修工事を実施する際に双方協議のうえで、自己所有地内に工作物等を設置するものとしています。					
	○上水道については、敷地北西側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。					
参 考 事 項	○下水道については、敷地北西側道路及び敷地北東側建築基準法第42条非該当の道に本管（200mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。					
	（裏面にも記載があります。）					

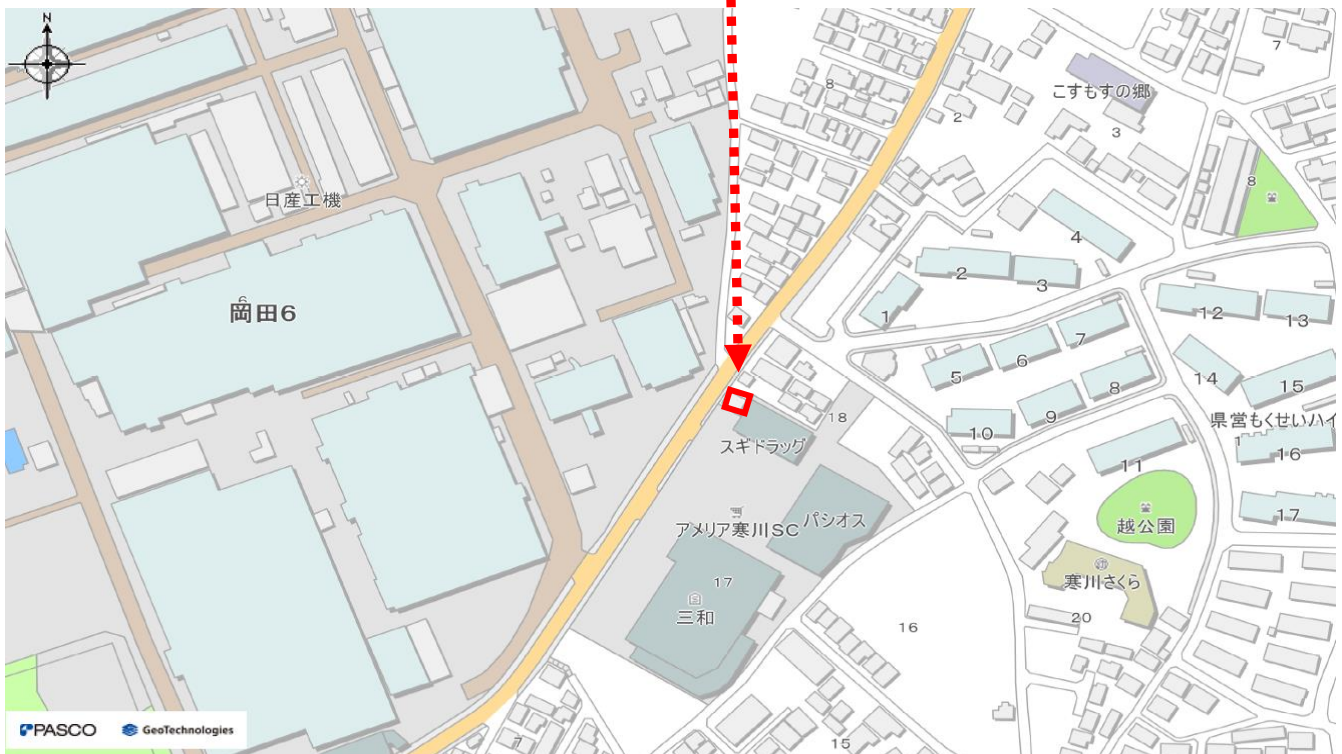
参 考 事 項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。 ○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施していません。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元茅ヶ崎警察署岡田交番
建物	建 物 登 記	未登記
	名 称	庁舎
	新築年月日	昭和 55 年 3 月 28 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
	延 床 面 積	40.84 ㎡
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明細図

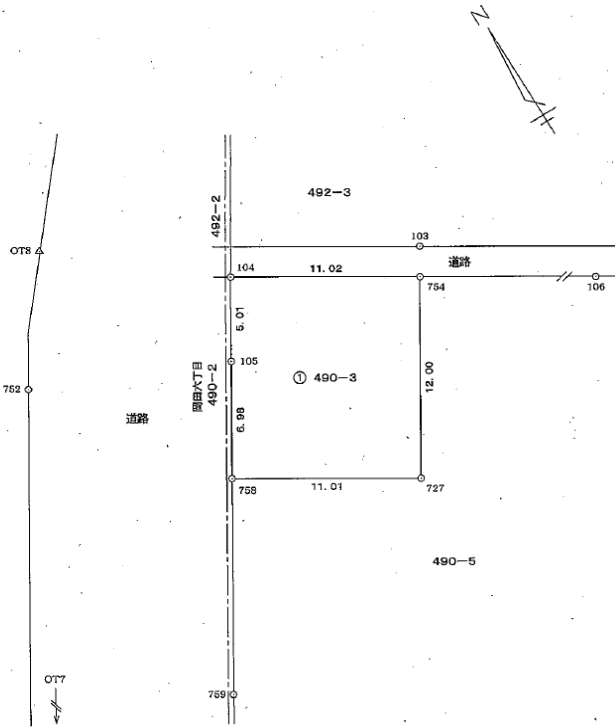
土地の所在 高座郡寒川町岡田五丁目

座標求積表

地 番 ① 490-3					
N O	標 識	X _n	Y _n	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
104	金高結	-89372.477	-39839.943	1.484	-59119.8498924
105	コンクリート杭	-89376.757	-39839.558	-10.238	407709.7057551
758	コンクリート杭	-89382.713	-39837.206	-11.717	466783.2736606
727	コンクリート杭	-89388.475	-39827.813	4.471	-178070.1519231
754	コンクリート杭	-89378.242	-39821.541	15.097	-637032.4270311
				倍面積	264.5505591
				面 積	132.2752795
				地 積	132.27 m ²
				坪 数	40.01 坪

基 準 点 ・ 引 照 点			
点 名	標 識	X	Y
103	コンクリート杭	-89376.692	-39820.589
106	コンクリート杭	-89395.735	-39793.052
752	コンクリート杭	-89372.003	-39844.481
759	コンクリート杭	-89393.736	-39843.958
OT7	多角点	-89415.421	-39868.371
OT8	多角点	-89365.341	-39839.611

測量年月日	令和3年7月27日
測地系	任意座標系



写真



物 件 調 書

物件番号 10

物 件 名		元相模原青陵高等学校				
所 在 地		相模原市南区新磯野468番 1 外26筆				
住 居 表 示		未実施				
地 積（実測）		31,160.74㎡ （公簿：31,122㎡）	地 目	学校用地	形 状	整形
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		南東側で幅員約10.5mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：市道磯部上出口）に位置によりやや高くまたはやや低く接面、北東側で幅員約7.6mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野21号）に等高ないし約1.4～1.6m低く接面、北西側で幅員約6.0mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野70号）に等高ないし位置により約1.6m低く接面、南西側で幅員約9.1mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野19号）に等高ないしやや高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化調整区域				
		用途地域	指定なし			
		建ぺい率	50%	容 積 率	80%	
		その他規制	建築基準法第22条区域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	該当なし			
	その他の法律	景観計画区域、宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、相模原市にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	供給処理 施設の状況	電 気	可
		負担の内容	—		上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	可
交 通 機 関		鉄 道	小田急小田原線「相武台前駅」から北西方約1.9k m			
		バ ス	神奈川中央交通バス「相武台グリーンパーク」から北西方約0.6k m			
参 考 事 項	○土地は、鉄筋コンクリート造陸屋根の校舎・体育館計5棟、浄化槽棟、プール附属建物、コンクリートブロック造の石油庫、器具庫、駐車場・駐輪場の敷地として利用されており、建物、工作物、立木等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地はほぼ平坦ですが、校舎敷地がグラウンドより約1.2m、プール敷地がグラウンドより約2.0mそれぞれ高くなっています。 ○土地はネットフェンス等で囲われています。 ○土地は市街化調整区域に定められています。また、麻溝台・新磯野南部地区として土地区画整理事業が検討されています。都市計画法等の取扱いについては相模原市にお問い合わせください。 ○上水道は、敷地南西側道路に本管(400mm)が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。また、敷地南東側道路に本管(400mm)が敷設されています。 ○下水道は、敷地南西側道路に雨水管(200mm)及び南東側道路に污水管(300mm)がそれぞれ敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。また、敷地北東側道路に污水管(250～300mm)が敷設されています。 (裏面にも記載があります。)					

参 考 事 項	○都市ガスは、敷地南西側道路の南西部に低圧管(200mm)が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。また、敷地北東側道路に中圧管(500mm)が敷設されています。	
	○土地は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際に相模原市の許可が必要です、詳細は相模原市にお問い合わせください。	
	○当該土地は複数筆で構成されており、そのうち一筆に条件付所有権移転仮登記（昭和45年登記、条件 農地法の許可）が残っております。現在、仮登記に関しては抹消の手続きを進めておりますが、手続きの進行状況によっては仮登記を抹消せずに売却を行う場合もございます。なお、仮登記の抹消が速やかに完了した場合は、合筆及び地積更正登記を行う予定です。仮登記の残存に伴う影響や、今後の登記手続きにつきましては、入札に際してご留意くださいますようお願いいたします。	
	○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵飛散防止対策として、散水等に努めてください。	
	○土壤汚染調査・地耐力調査は実施しておりません。	
	○建物は、高校としての利用終了後、未利用です。	
	○地中障害物の確認のため、レーダー調査を行っています。	
	○参考に、合筆前の筆一覧、建物等の図面、アスベスト調査結果、レーダー調査結果を別途電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除去の実施及び費用負担等について、県は対応しません。	
物 件 名		元相模原青陵高等学校
建物 1	建 物 登 記	未登記
	名 称	中央棟
	新築年月日	昭和 55 年 3 月 18 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	1479.99 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 2	建 物 登 記	未登記
	名 称	東棟
	新築年月日	昭和 55 年 3 月 18 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2978.15 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 3	建 物 登 記	未登記
	名 称	西棟
	新築年月日	昭和 55 年 3 月 18 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3282.75 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 4	建 物 登 記	未登記
	名 称	体育館（柔剣道場）
	新築年月日	昭和 55 年 9 月 16 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3466.59 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

建物 5	建 物 登 記	未登記
	名 称	南棟
	新築年月日	昭和 56 年 3 月 7 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3604.43 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 6	建 物 登 記	未登記
	名 称	浄化槽棟
	新築年月日	昭和 55 年 3 月 18 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	238.5 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 7	建 物 登 記	未登記
	名 称	石油庫
	新築年月日	昭和 56 年 9 月 8 日
	構 造	コンクリートブロック造
	延床面積	5.7 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 8	建 物 登 記	未登記
	名 称	器具庫
	新築年月日	昭和 56 年 9 月 8 日
	構 造	コンクリートブロック造
	延床面積	9.88 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 9	建 物 登 記	未登記
	名 称	プール附属建物
	新築年月日	平成 3 年 3 月 15 日
	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	116.9 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

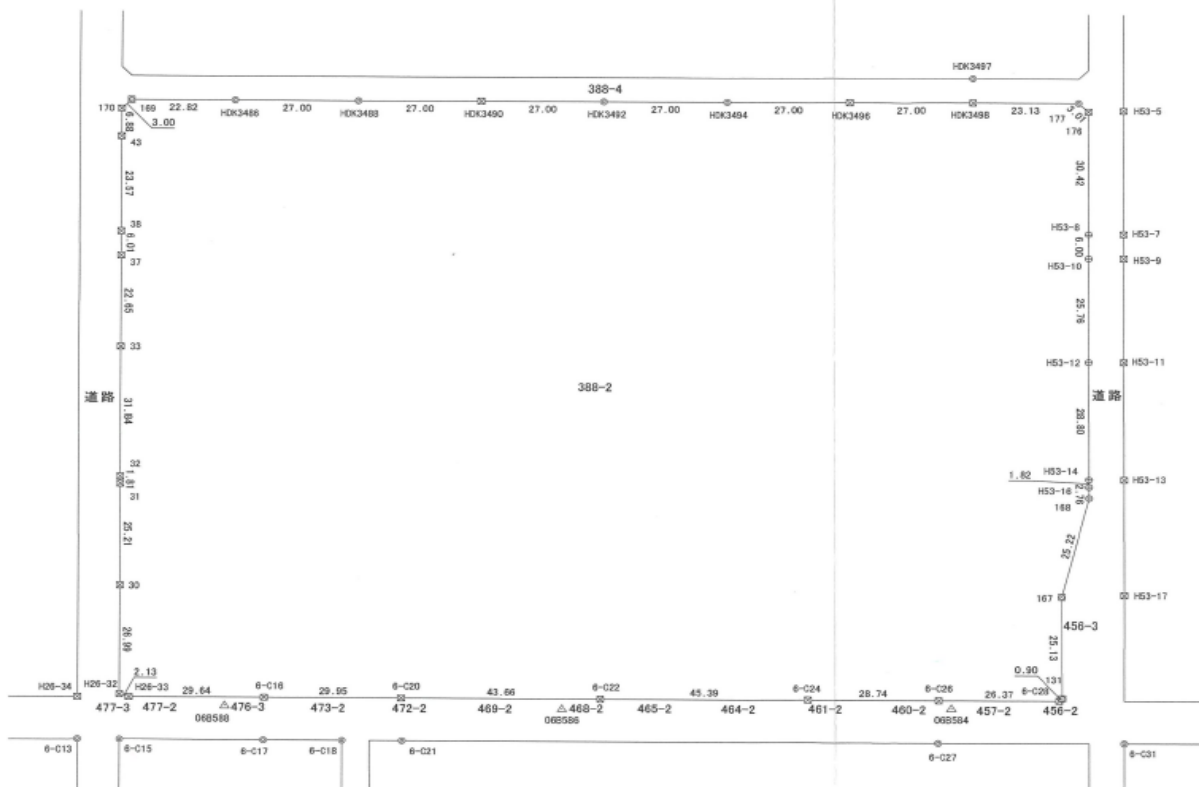
広域



詳細



明細図



座 標 求 積 表

地 号	388-2		
测 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
177	-53710.616	-39182.133	-438173.793339
176	-53711.320	-39179.206	1050237.796036
H53-8	-53737.422	-39163.579	1223666.025855
H53-10	-53742.565	-39160.478	1067201.346456
H53-12	-53764.674	-39147.242	1832678.134230
H53-14	-53789.380	-39132.433	1028282.941941
H53-16	-53790.951	-39131.500	154334.636000
168	-53793.324	-39130.078	1035225.343568
167	-53817.407	-39122.565	1784262.821955
131	-53838.931	-39109.577	876367.401416
6-C28	-53839.815	-39109.789	563376.510545
6-C26	-53853.336	-39132.435	1106313.069885
6-C24	-53868.086	-39157.111	1489536.502440
6-C22	-53891.376	-39196.081	1789653.862379
6-C20	-53913.745	-39233.584	1480243.890736
6-C16	-53929.105	-39259.297	1201727.081170
H26-33	-53944.355	-39284.722	617045.128454
H26-32	-53944.812	-39286.808	-992203.409680
30	-53921.645	-39300.665	-1760826.994660
31	-53900.008	-39313.617	-911918.659932
32	-53896.449	-39314.553	-1135600.863405
33	-53871.123	-39330.902	-1839270.301128
37	-53851.685	-39342.533	-967668.941668
38	-53846.527	-39345.622	-998631.231982
43	-53826.304	-39357.729	-1028417.456770
170	-53820.397	-39361.263	-347599.313553
169	-53817.473	-39360.553	-575962.972049
HDK3486	-53805.764	-39340.955	-1006577.674630
HDK3488	-53791.887	-39317.792	-1091225.999168
HDK3490	-53778.010	-39294.629	-1090543.838637
HDK3492	-53764.134	-39271.465	-1089900.968145
HDK3494	-53750.257	-39248.302	-1089297.373708
HDK3496	-53736.380	-39225.139	-1088654.507806
HDK3498	-53722.503	-39201.975	-1009999.683900
		倍 面 积	-62321.493094
		面 积	31160.7465470
		地 积	31160.74

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6

